

百廿二番地所	真言宗	井原	庵	無住
百廿七番地所	真言宗	岡	庵	無住
中山村	十七番地所	當郡加茂村真言宗	旅宿庵	無住
	三十七番地所	太龍寺中壽生院	庵	無住
		真言宗	藏庵	無住

當郡入野村新居初二郎亡二男
 嘉永五年三月二日當庵自得度
 壬申五月病氣に付原村へ復籍
 空 壬申年五十五

小仁宇村	三十一番地所	真言宗	光常	庵	無住
仁宇村	三十四番地所	真言宗	觀音	庵	無住
	三十七番地所	真言宗	觀音	庵	無住
百合村	二十三番地所	真言宗	觀音	庵	無住
	四十一番地所	真言宗	阿彌陀	庵	無住

(備考) 無住とも何ともなく八年戸籍には無住とある
 尙又阿波國郡村誌中に見えたる處を擧げると和食町と土佐町とはなくして

和食村
 庵 八幡原庵 庵地貳拾歩本村東の方字八幡原にあり真言宗
 時元庵 庵地貳畝拾貳歩本村西の方字南川にあり真言宗
 井の原庵 庵地貳拾壹歩本村東の方字八幡原にあり真言宗
 南川庵 庵地貳畝八歩本村南の方字南川にあり真言宗
 岡の庵 庵地拾五歩本村東の方字八幡原にあり真言宗
 長福庵 庵地壹畝拾壹歩本村北の方字北地にあり真言宗
 觀音庵 庵地壹畝拾壹歩本村北の方字田野にあり真言宗

堂 藥師堂 堂地壹畝歩本村巽の方字八幡原にあり
 觀音庵 庵地壹畝拾壹歩本村西の方字石橋にあり真言宗
 阿彌陀庵 庵地參畝壹歩本村南の方字松の木にあり白水山と号す真言宗

百合谷村
 觀音庵 庵地貳畝拾五歩本村良の方字大坪にあり真言宗

阿井村
 蓮臺寺庵 庵地四畝貳拾六歩本村良の方字杉の久保にあり真言宗舊山城國船岡金峯山蓮臺寺の末と云開山釋
 乘雲俗姓藤原の良光老年剃髮上京し本寺の住僧の俗縁につき分寺し歸り一寺を營み金峯山蓮臺寺と号す當
 時の地頭より高五拾石を喜捨し七堂伽藍なりしが天正年中長曾我部元親の兵燹に罹り今は本堂鐘樓庵室の
 み存す

仁宇村
 藥師堂 堂地貳拾八歩本村東の方字こらの谷にあり舊持明院と云廢寺跡なりと云傳ふ
 觀音庵 庵地壹畝參歩本村乾の方字王子前にあり真言宗

小仁宇村
 光盛庵 庵地四畝拾八歩本村坤の方字大坪にあり真言宗

とあつて和食の西在庵がない
 西在庵は現在太龍寺七支院の一にして寛保三年阿波國神社帳には和食村蛭子大明神及び八幡宮の別當と見えて居
 る悉地院の旅宿庵ともいふべき姿となつて居る處で既に見えたる如く悉地院の旅宿庵としては和食村の時元庵で
 あつたが明治維新後不便を感じて下山して來た僧侶は西在庵に族宿し始めて時元庵は廢庵となり其建物は和食小
 學校の校舍建築用に賣却せられた斯くて西在庵に住し始めた僧侶は嵯峨戒隆、小倉某の如きを経て現今新野町内
 四國二十二番の靈場平等寺の住職權大僧都谷口津梁の住中太龍寺山上にあつた悉地院の建物幾部を請受け更に一

千餘圓の寄附を募つて大正二三年頃小原國太郎、徳野武平の兩人を工事委員として檀家の者等は五人工宛の出役で悉地院を取毀つた木材を運び來つて西在庵の堂宇を世帯場として之に建添へ境内全部を改造して今の如くに寺院構をなすに至つたが入佛供養の晩の煙火は朝迄通した盛況で實に空前の模様であつたは谷口津梁師其他の實話が一致する其外鐘堂、忠魂碑の如きも谷口師の住中建築せられた處にして鐘は今の郷社昔の蛭子大明神のものを移してあるが其鐘銘は蛭子神社の處に譲つて鐘堂の北裏に其背景となつて居る高き光明眞言百萬供養の奉篋塔は大正十四年の今日から百四十五年昔の榮華を示した花屋兵左衛門が天明元巳酉天二月吉良日に建設せられたものである花屋は今の和食の荒川家である其實篋塔の北に南へ向つた庚申堂がある元谷口津梁時代の建設で青面金剛の碑石と地藏菩薩の立体石像が納められてある此地藏の立体石像は佛教界の有職者から奈良朝時代の物とは教へられたが我が眼に届かん請取れん同庵の本尊は不動尊にして同庵止宿の悉地院出張僧侶の請持つて居る檀家は現在三百戸であるといふ谷口津梁師が大正七年頃まで十二ヶ年間居られた後の住職は權中僧都萩岡研明（約三ヶ年間在住）を経て今の權大僧都島村泰雅が大正十年七月入庵せられて今に至つた

教

會

天理教は最初天倫教といつて居つたが後今の如くに改稱した教祖は大和國山部郡波市町字三島の中山キミ子で眞道彌廣言知女尊と進諡せられて居るさうして本部は矢張丹波元市町三島に在る祭神は宮中の賢所（内侍所）及び神明殿に奉祠してある十柱の神々始め八百萬の神達即ち天神地祇の靈徳妙用を總稱して天理大神と尊崇して祭つて居る又其教旨は教祖の至誠求道を以て第一の要諦となし教祖の作られた十二下りの神樂歌の本意を會得し實行せしめるといふのであつて本町内には明治三十四年舊正月十二日に創始せられた天理教撫養大教會南阿分教會和食支教會が和食にあり大正十三年四月に開所せられた天理教撫養大教會南阿分教會和食支教會丹生谷宣教所が丹生にある此外阿井には大坂芦津大教會派の宣教所が開所せられる筈で建物も出來本部と地方廳との認可も得られて居るが開所の運に至つて居らん

金光教は宇宙の本体にして萬衆の大祖である天地金ノ神及び教祖金光大神の神靈を奉祀して居る本部は岡山縣淺口郡三和村にあつて管長は教祖の四男金光大陣で本町内には和食に金光教驚敷布教所があつて大正十三年九月二十二日の開所である

基督教は徳川時代に嚴禁せられた切支丹宗門で耶蘇基督を祖とし天主を尊奉すると教旨として廣く歐米諸國に行はれ來つたもので天主教、希臘教、耶蘇新教等に分れて居るが本町内には和食に日本基督教會派の布教所が大正四年以來設置せられて居る

黒住教は文化年間備前岡山の神主黒住宗忠の始めたもので管長は宗忠の子孫が繼承することとなつて居る本町和食の井村孝三郎は早くより之を信じて明治十二年七月廿七日大講義吉成教明より級外一等教徒申付けられ同年十二月十二日當時の管長中教正黒住宗篤から教導職試補申付けられて布教に務めた歴史がある

公 益 事 業

赤十字社事業 本事業は治明廿年一月縣廳内に委員部を置かれた後本郡長高井幸雄は委員に囑託せられて本町内有志の加盟を勧誘したのに始つたが最初は餘りに加盟の申込者もなかつたが明治二十七年戦役以來續々加盟者あつて同年十一月徳島委員部を日本赤十字社徳島支部と改稱せられた時郡役所内に委員部を設けて郡長委員長となり本村役場に分區を設置し村長分區長となつて勧誘に努めた後明治三十七八年戦役以後は社員大いに増加するに至つた其間に於て特別社員となつたは日下猪三三郎、松浦芳太郎の二名にして大正十四年八月の現在で終身社員百四十名正社員三十五名特別社員と通計して百七十七名である

愛國婦人會事業 本事業は明治三十四年六月支部を縣廳内に置かれた時郡長祖上儀郎夫人が幹事に囑託せられて本村役場に交渉せられた時より始り其後明治三十七八年戦役前後は會員大いに増加して大正十四年八月現在では通常會員二十一名終身會員五十名特別會員二名合計七十三名である

海員救濟會事業 本事業は明治三十二年支部を縣廳内に置かれた後本村役場干渉して町役場の今に及ばし大正十四年八月現在では會員十六名である

帝國在郷軍人會驚敷分會

從來設立してあつた鷺敷町在郷軍人會は明治四十三年三月帝國在郷軍人會出來から之れに入會し、帝國在郷軍人會鷺敷分會と改稱し明治四十四年二月十二日發會式を舉行した事務所は本町役場内に置いた分會長一名同副長一名監事一名理事二名評議員十九名を置いた分會長は由來陸軍砲兵中尉正八位松浦貝樹である
大正四年十二月御大禮觀兵式及在郷軍人大會に分會長及旗手岡川松太郎出席し長くも宮城内御車寄に於て御親閱を賜はりし名譽ある分會である

青年團

本町青年會はもと各大字村に於て各々一團をなし各獨立の姿であつた大字中山村に於て明治三十七年の頃同窓會なる名稱のもとに青年團を組織し明治四十三年二月中山村二尊會と改稱した又阿井仁宇百合の各村に於ても從來の青年團体を明治四十一年七月十三日合併し丹生青年會と稱した又和食町和食村土佐町小仁宇に於ける從來の青年團体を合併して和食青年團と稱し以上三青年會相鼎立して一時大に見るべきものがあつたが大正元年九月和食校に於て三青年會總集會を開き合併の議成り鷺敷町青年會と稱し中山二尊會を東支部丹生谷青年會を西支部和食青年會を中央支部と改稱し更らに各支部二分區を置いた事業として夜學會圖書館巡同文庫等を設けた其團長は小原波太郎である

奉仕青年團

明治神宮御造營に際して全國青年團より優良青年を選抜して奉仕青年團を組織して上京せしめ神宮工事に奉仕せしめた其第一回は縣下各郡より選抜した六拾名の青年を以て組織せられた當時本町青年團阿井支部員西條與は選ばれて之に参加し大正九年十二月三日より同月十二日迄外苑工事に奉仕した
第二回も亦前回同様の選抜組織で上京したが此時には本町青年團よりは中山支部員森藤之選ばれて参加し大正十年二月二十八日より三月九日迄十日の間外苑工事班長(一班三拾名組織)に推されて奉仕したが同人は別頁に見ねたる如く竹風庵涼秋と號して立机の允可狀を得て居る位であるので「赤誠を絞って汗を捧げけり」といふ奉仕の述懐吟がある

鷺敷町處女會

本會は大正七年二月十八日設立せられた八幡原婦人會に濫觴した同婦人會は大正六年頃から和食地方有志者岡川松太郎、尾崎徳太郎、近田常三郎、谷教善等が婦人修養機關設置に奔走した結果に依つて成立したもので會長は故原滿壽雄の夫人を推して總會を開き或は名士の講演を催すこと毎年十數回時の中山尋常小學校訓導増田ツネノも亦盡力して短期講習として禮儀作法、料理、染色、按摩の諸術を行ひ會員互ひに吉凶慶弔を共にして親睦の實だん／＼舉るに至つて大正十年阿井、中山、土佐、北地、南川、百合谷、小仁宇、田野、和食、西北地等の地方も亦八幡原に範を取りて婦人會を開くに至り大正十二年二月廿六日和食尋常高等小學校長村井宗次郎、阿井尋常小學校長三木春語中山尋常小學校長生杉庄太郎を始め和食尋常高等小學校訓導島村たきこ阿井尋常小學校教員柏木保家西女教員も盡力する處があつて處女を中心として全町婦人を和食尋常高等小學校に招集して總會を開き遂に今日の鷺敷町處女會を創設するに至り以前の婦人會は盡く支部となして十一支部を作り今の處全會員貳百三拾名の多きに至つた

現在の役員は會長松浦キン副會長日下ムメ、福田ミツエの兩人で此兩副會長に於て各種の事業は劃策せられた事業の概要を擧ぐれば總會講演の外婦人に適切なる短期講習、共同作業、團體旅行等にして町補助金は、大正十二年度五拾圓同十三年度五拾圓同十四年度四拾五圓で寄附金及び會員會費は毎年五拾圓乃至七拾圓内外である就中本會の建議で通年制學女子補習學校の創設は著しい事業である

學齡兒童保護會

大正五年二月町長松浦芳太郎、和食校長中田辨吉、阿井校長生杉庄太郎、中山校長宮崎藤五郎其他學務委員有志者等協議の結果學齡兒童を完全に義務教育を修了せしめる目的で有志者父兄を勧誘し協議を凝らして會則を作り大正五年四月一日より實行した
爾來總會、懇親會、公開教授、林間教授、出席獎勵、貧困兒童救濟等種々の事業を行ひ會員數も四百十五名の多きに達し會員の會費の外に毎年町費の補助を受け大正十二年度には五拾壹圓の縣費補助同三十三年度には六拾七

圓の同補助を受けて貧困兒童の救濟的事業に力を入れ學用品、雨傘、食料、被服の類迄、補助することゝなし大正十二年度には支出額金壹百六拾圓内縣費補助五拾壹圓にして貧兒に學用品を給與したものの四拾人雨傘を給與したものの三十人被服食料を給與したものの十一人其他尺、定規、鋏、小刀等をも備付けて兒童に貸與し雨傘壹百六拾餘本を備へて俄雨の砌に貸與する杯種々の方便を取つたので完全に出席することを得なんだ貧困兒も出席するの便利を得たので九十パーセント八五の出席歩合は向上して九十四パーセント六四を示すに至り大正十三年には壹百五拾圓の支出中六拾七圓の縣補助を得て前年の事業を續行したが當大正十四年度よりは東宮殿下御下賜金に因る本縣令で保護することゝなつたは本會の幸福である本會の會長は創設以來松浦芳太郎で副會長は勘田島太郎幹事は村井宗四郎、三木春語、小西虎吉で今に至つた

鷺敷町教育會

本會は大正十二年二月二十七日に創設せられ教育の研究調査と其向上進歩を圖るを目的とし毎年通俗講演會を開催してをる事務所を本町役場に置き會長は松浦芳太郎にして町内教育熱心家を役員として居る

二 詔相資會

本會は大正十年八月十六日の創立にして事務所を大字和食郷字西北地に置かれた會長は岡本茂惣にして目的は地方改善である

消防隊

火災の變事に備ふる爲めに大字和食町及阿井村に消防隊を組織し旭水社及阿井消防隊と稱する其組長は和食の旭水社は松浦員樹で阿井消防隊は西東治平である

銀行會社

(一) 銀行會社

德島銀行和食代理店は和食三十八番地の參にあつて本社は德島市船場町百七拾六番屋敷にあつて株式會社德島銀行といふ此代理店が創立せられたのは大正三年四月一日にして大正十年十月一日今の處に建築成つて移轉した店

長は初より小延嘉代太である

關西銀行丹生谷支店は大字仁宇字學原六十一番の一にあつて本社は大阪にあつて安田善次郎の經營である之れが前身は明正銀行丹生谷支店であつた大正九年十二月同地に創立せられてあつたが大正十三年三月一日關西が合併して現在のものとなつたのである店長は初めより伊東八百吉である

(二) 會社

本史編纂當時を現在として先づ廢止又は其情態にあるものより掲げば丹生谷製材株式會社にして社長(初代)日下佐代太(大正九年十月(二代)弓長和太郎大正十三年十二月末解散で次には次のものを擧げる(大正十三年末現在)大正八年二月の設立で商號は那賀川鮎株式會社で目的は鮎購買販賣で重役筆頭者は糸村與三郎大正十三年より休業又次は阿南鐵道古庄驛より丹生谷通過海部郡木頭へ二十餘里で徒歩德島へ出するには二日を要する茲に於て丹生谷有志相謀りて大正十一年丹生谷自働車株式會社を組織し古庄より宮濱村の間を乗合自働車運轉を開始した創立當時前田岩二は大に盡力した社長は伊東八百藏である現在は中村太郎である

鷺敷西部信用利用組合

本組合の組織は有限責任にして區域は仁宇阿井百合三大字で大正十四年四月廿七日設立の許可を得て事務所を大字阿井字杉ノ久保四十二番地の一に置かれて目的は組合員に産業又は經濟の發達に必要な資金を貸附し組合員又は組合員と同一の家になる者又は公共團體若しくは營利を目的とせざる法人又は團體及び豫約加入者をして貯金の便宜を得しめ産業又は經濟に必要な設備をなし組合員をして之を利用せしむるといふにあつて出資壹口の金額貳拾圓で滿四ヶ年間に拂込を完納せしめるといふにあつて設立當時の理事は加藤國助、岩代與策、勘田島太郎、助岡徳太郎、湯源幾八、加藤實太郎、柏木勇次郎、阿井美馬次の八名で監事は○河田庄吉、中谷藤吉、北野米藏、弓長重作の四名である(○は組合長)

鷺敷信用利用組合

本組合の組織は有限責任にして其區域は中山、和食、和食郷土佐小仁宇百合谷の六部落である大正十四年七月二

十二日設立の許可を得て事務所を町役場内に置かれて居たが大正十四年十一月十六日現在の和食字町四十八番地に轉じた其目的は西部組合のものと同様で出資一口の金額貳拾圓で利益金を拂込みに充てるの外毎年三圓宛二回拂込むと云ふのである設立當時の組合員の數は貳百八拾二名で出資總額は壹萬貳千五百圓である最初の理事は松浦具樹小延嘉代太、前田徳太郎、田中荒太郎、山城甚助、今川起之、東條安太郎(○は組合長)で監事は小林次助和田清太郎、富田金三郎等である書記は元發起人であつた中山の龜井磯太が献身的に熱心に努力して居る

酒屋と公達

明治維新後に於ける造酒の模様と酒屋の沿革等を調べて見るに明治二年己十二月民政部は米價の騰貴と下民の困難なるを憂へて全國一般の造酒家に嚴命して暫く醸造するのは免許の石高三分一と制限せられた事がある夫を當時の牧民所より大庄屋肝煎大京原の湯淺要左衛門始め本郡内の大庄屋及び組頭庄屋等に移牒して造酒屋共へ傳達せしめた次の文書は(松浦芳太郎氏所藏)其跡である

今度從

朝廷左書之通御達有之候辨事と達有之に付相達候條其方共組村浦造酒屋共へ不洩様相觸入別受書取揃組切其方共手元へ當年中に取揃置來る正月十一日迄に可被指出候

十二月 十二日

牧民所

湯淺 要 左衛門殿

那賀郡中大庄屋中 與頭庄屋共へ

寫

酒造之義に付而は前々も相觸趣有之候所當年之義は諸國不限一般不作米價沸騰に及び下民難澁多く候間向後及沙汰候迄は免許高之内三分一造と相心得可申萬一心得違之者有之密造等之所業致し候者有之ば遂吟味醸酒並造道具取押當人は勿論役人共迄此旨嚴重之咎可申付候間其旨相心得堅相守可申者也

右之趣諸府藩縣不洩様觸等取締行届候様可致事

己 十 二 月

民 部 省

右之通被仰付相觸候條御趣意之通夫々被相觸厚造酒屋へ可被申聞候依而は來正月八日迄に無間違拙番へ可指出候以上

前書の末文に「無間違拙番へ可指出候」とあるのは造酒屋の請書を取纏めて牧民所へ出せよといふのである當時與頭庄屋の上席大庄屋は中山の森哲藏であつたので和食町の東山屋と仁宇の恵花屋と兩造酒屋の受書を取つて牧民所へ指出した筈である東山屋の當時の主人三右工門は明治三年佐喜次と改名して明治五年壬申和食町戸籍の内に

四十七番屋敷居住 商造酒 父三右衛門亡 松浦 佐喜次 壬申年四十八

とあつて貳拾壹歳の長男房次郎と八歳の二男芳太郎とが見えて居つたが房次郎は明治十六年十二月二十七日分家して佐喜次は其日退隠したので二男芳太郎が家督相續した姿となつて居るが其實房次郎は芳太郎の姉婿であつたから斯うなる筈である斯くて芳太郎は造酒營業を繼承して現在松齡、若松の酒銘を以て賣出して居る當主が即ち現町長松浦芳太郎である

當家は既に述べたが如く藩政時代にあつては東山屋三右衛門で其名を知られ又東酒屋と呼ばれて居つたが爲に當時の壹升徳利には東酒三と入れられてあつたが先代三右衛門改佐喜次の時代に今の富岡町學原から來て居た杜氏初藏の目論見で麥入粕を企てた之は民衆へ酒粕の先賣をして代價は麥が取れたら夫れで入拂にさすといふのであつたがとん／＼拍子の豊年續きで大層儲けた話である

恵花屋は明治二年十月造酒開基の新藏が五拾四歳で死んだので養子の信太郎が繼承したが之も僅かに一年で明治四年三月に死亡した夫れで先代新藏の後家やくが其後を受けて明治五年壬申仁宇村戸籍には

四十八番屋敷居住 商造酒 新 屋 や 壬申年五拾

とあつて長女さく夫萬太が貳拾貳歳で見えて居る其後養子萬太(今万太と書くが壬申戸籍に萬太とある)が繼承し白菊銘で賣つて居つたが明治十三年造込んだ限りで其酒を翌十四年に賣つて仕舞ふて廢業したとは現戸主同人万太の直話である

明治十五六年頃には同地に新開酒屋が始つて北原虎吉が六七年其兄北原助太郎が二三年造つてたが孰れも其儘廢

業した

中山には其頃高平原虎五郎があつて造酒屋を開いて居つた同人は明治八年乙亥中山村戸籍に

四十一番屋敷居住 農 實父當村唐川市藏亡二男 養父勝五郎亡

葛原虎五郎 天保五年七月十日生 乙亥年四十二

とあつて酒屋の事は見わた居らんが其後同戸籍に記入せられた處を見ると

罪名清酒隠蔽 刑名 科料金壹圓貳拾貳錢四厘 明治十六年二月十二日

罪名酒造税則違犯 刑名 科料金壹圓 明治十八年四月二十日

と見えて居る虎五郎は現戸主葛原アサノの亡夫吉次郎の祖父である下小仁宇には現在湯村賀太郎あつて養老、花玉の醸造して居る當家は賀太郎父要助改要治の代に始めたものとは云ふが資料を提出せられんで確かな處は知るを得ん

焼酎の製造家には明治八九年前後に阿井に岩佐卯之八があつた其事實は左記の文書に依つて知られる

(勘田島太郎氏所藏)

阿井村岩佐卯之八焼酎製造高貳石先般御届に可成持申處製造之増減始製造濟御届にも今以不指出御指支可相成候に付至急指出候様元名東縣第貳課を被達候に付本月六日御達及候得ども今以御指出無之至急検査之上清酒御届に基き兩届書之義正副二通宛着狀次第に御指出相成度候也

九月廿日 勘田副戸長殿 醬油醸造元

醬油醸造販賣家は現在下小丹宇に今川、今田の兩家がある今川家は(上印で造つて居るが同家は現戸主起之の祖父静太が明治五年から造り始めて今に至つた今田家は現戸主恒太郎が近頃始めたもので山三印で醸造販賣して居る

石灰製造

石灰製造業は古くにあつたを認めんが近頃中山方面に焼出してゐる其概略を述べると下司名の川田柳藏が經營し明治三十八九年頃より國近谷と唐杉谷との境より出る石灰石を原料として焼き始め後西田彌平の手に移り今に製造して居るが販路は僅かに延野方面より中山方面に至る間の肥料に供給して居る位である生杉の桑村章藏は大正十二年四月頃より焼出した原料販路の模様は川田柳藏の處で述べたと變つた處はない阿井の湯谷の阪で延野村の村田實太郎が明治三十五年頃より石灰業を經營を始め明治四十五年頃より同村行本丑太郎が賣收現今經營して居る

物産

明治の初に於ける産物は阿波國郡村誌中本町及舊村町の分が次の如く見えて居る

中山村 物産 植物 米麥質上出產高多し。糯米質上出產少からず。小麥甘藷質中出產高少し。大豆蕎麥質上出產高少し。柿煙草質中出產高少し。葉烟草質中出產高少し。

和食村 米麥大豆質中出來高多し

和食町 麥質中出來高少し 大豆質上出產高少からず 蕎麥質中出產高少し

土佐町 大豆芋蕎麥質中美出產高少し

百合村 米麥質美出來高少し 大豆質惡出產高少し 芋質美出產高少からず

百合谷村 米麥質下出來高少し 阿井村 米麥大豆質美出來高少し

仁宇村 米麥大豆質美出來高少し 小仁宇村 米麥大豆質下品出來高少し

中山村 製造物 番茶質上出產高多し 石灰質上出產高少し

飲食物 清酒質上醸造高多し

和食村 製造物 瓦質中出來高少し 薪炭質美にして出來高多し

土佐町 製造物 茶質中美出產高少し 百合村 製造物 炭質美出來高少からず

百合谷村 製造物 薪炭質中出來高多し 阿井村 なし
 仁宇村 製造物 炭質上出來高多し 薪質中出來高多し 木材 質中出來高多からず
 中山村 民業 農百貳拾九戸 小仁宇村 飲食物 清酒質美醸造高少からず
 和食町 農拾三戸 商參拾戸 工五戸 雜業拾七戸 和食村 全村農を以て業とす
 百合村 農拾五戸 工拾八戸 船乘貳拾六戸 土佐町 農貳拾九戸 商拾戸 工貳戸
 阿井村 農貳拾戸 商六戸 工拾戸 仁宇村 全村農を以て業とす
 小仁宇村 農四拾四戸 工參戸 商貳戸 雜業九戸 挽拾戸 工壹戸 雜業貳戸

明治維新後小仁宇の今川和吉は海部の白石で上茶製造を目論んだが資金が不足で焙爐拾丁代の拜借錢を出願した其時差出した願書の跡書は残つて次の如くである

(秋本嘉太郎氏所藏)

一焙爐拾丁

右は海部郡白石村之内下用知に而當年上茶製方仕度製場相構居申候得共近年壹般不融通に付私共手元に而元入錢難出來御座候に付奉恐入御儀に御座候得共御慈悲を以御拜借被仰付御道も御座被爲有候得ば重々難有仕合に奉存候並御拜借返上の儀は製茶六月限に中島浦御役處様迄積下御見分奉請御直入五歩御爲替を以拜借御錢壹ヶ月壹歩五厘之利足御錢とも速に返上奉仕候万一反上指支候節は如何被仰付候而も迷惑與申間敷候仍而乍恐右之段書付を以奉願上候 以上

明治四年三月 那賀郡小仁宇村 今川和吉

右之通常村今川和吉奉願上通相違無御座候に付何卒御慈悲を以奉願上通被爲聞召の御拜借被仰付候得ば難有

仕合に奉存候尤返上之儀來る六月限り元利共上納爲相運可申候万一反上指支候得ば私共取替を以上納奉仕候依而與書仕奉指上候 以上

八月 小仁宇村 庄屋

御當 右同

御錢 奉請 取覺

一御 錢

右は私共此度海部郡白石村之内下用知に而茶製焙爐拾丁拜借奉願御下錢儘に奉受取處相違無御座候以上

明治四年三月 那賀郡小仁宇村 今川和吉

南民政掛 御役所 様

右之通常村和吉拜借被仰付難有奉存候返上之儀は來る六月限出來之上茶御爲替錢之内を以元利共無滯上納可仕可申候万一月限返上指支候得ば私共取替上納奉仕候依而與書仕奉指上候 以上

八月 同村 庄屋

御當 右同

右製人和吉拜借奉願御錢奉受取處相違無御座候得ば返上之儀は右村役人共々申上通無滯上納爲相運可申候尤返上指支候時は右役人手元を取替上納爲相運可申候依而私共與書仕奉指上候 以上

同月 中山村 大庄屋

御當 右同

跡書であるから庄屋の氏名は略してあるが當時の庄屋は秋本和三郎であつた又錢目の記入もなければ其後の模様も判らんが當時は民政掛の産物方で仁宇谷産物薪炭始め木頭炭茶其他の産出上には重きを置いて奨励したから大抵聞届となつたのであらう其後矢張物産方に注目せられて其取締役をも置いた次の辭令は其跡である

殿 谷 猪 間 藏

阿波國第九大區物産取締申付月俸五圓支給候事

明治拾壹年一月廿一日

高

知

縣

旌表 譽 蹟

藩政時代より明治維新の初にかけては善行者を關門に表した其一例は次の如くである

覺

(土佐貞平氏所藏)

一金七百疋

那賀郡土佐町同町 貞

兵衛

右者儀性質律義廉直之處を一般氣受宜所々銀主取組諸産物引當として大歎之銀子仁宇谷筋之者江貸付有之所近年柄返辨不致者多有之候得共孰茂貧民に而無餘儀次第分催促も不致且右谷筋諸出入候得共山里奔走致し其正不正を糺説諭内濟爲相至候數度有之身に對候出入來懸候時者自分辱入損徳に不拘訴に不相至様無理せしめ四拾ヶ年來出入間敷儀聊無之又安政度爲冥加金拾兩差出褒書いたし候懸りも有之彼是奇特之心得尤之事に候依之爲其賞右之通被下候也

庚午 一月

民

政

掛

(備考) 三尺四寸五分に一尺三寸五分の横木額

其後も力を公共の事に致し或は公益を起し或は實業に精勵し或は學術及教育の爲に貢献し又は孝子節婦の如きは町村以上主務省等より夫々旌表しつゝあるが次には縣知事以上の筋より表賞せられた卓越行爲の事蹟を擧ぐると小學生徒の時代に表賞せられたものは

學業 勉勵

鷺敷村大字和食七十五番屋敷 井村

キ

ミ

明治拾七年六月 日

小學一部下賜 (文部省)

にして孝子といふので賞金下賜を受けたるものは

孝子 賞賜

鷺敷村大字和食五番屋敷

櫻木善九郎

明治拾七年四月廿三日

賞金五圓下賜 (徳島縣知事)

で同人は明治十九年三月十二日傳染病豫防盡力の件に依り知事より賞状を與へられたる事もあつた又孝貞の德行勝れたものでは

鷺敷村大字和食村殿谷爲太郎妻 湯村

イ

チ

右明治卅二年十月十四日付を以孝養貞烈の素行を旌表せられ金參圓五拾錢下賜せらるるといふやうな面々であるがイチ女の苗字は夫と違ふ之は當時の制定で女は嫁しても生家の苗字を名乗らした跡にして尙も怪しむ處でないを辯じて置く

人命救助者

和食郷西在庵境内墓地に大正七年八月出水の節多くの人命を救助した岩端利三郎の墓がある同人は岩端ツネの養父にして其墓には

故岩端利三郎之墓

大正七年八月三十日那賀川筋大洪水に鷺敷町内浸水に避難の途を失ひ溺死せんとせし者數拾名を救助したる効績により知事より感状を賜ふ

大正八年七月十六日歿年四十六

那賀川運輸團建之

と見て居る

海岸手當の人調

明治維新の初には尊王佐幕の論起り海部郡由岐浦では官賊兩軍の海戦もあつた位であつたので本郡にもて海岸防備の手當の爲に小高取以下郡郷附兩浪人先規奉公人脇指御免人迄の身居の者拾五歳以上六拾歳以下の者を調べて萬一の用意に供した次に掲げる指上帳は其面影である

慶應四辰年八月六日

小仁宇村身居之者共拾五才六拾才迄之分名年取調子奉指上帳

(秋本嘉太郎氏所藏)

海岸御手當相蒙候者今川伊九郎惣領 一郷村浪人 今川 靜太 歳三十六

同 勝藏 同二十

海岸御手當相蒙候者

- 一御藏先規奉公人 仁木 米藏 歲四十七 同 小川万太郎惣領 小川久藏 同十七
- 一同 先規奉公人 元木 幾吉 同四十七 一同 先規奉公人 朝井官五郎惣領 朝井平藏 同十七
- 一夫役御免人 與兵 衛 同二十九 一同 惣太 郎 同四十五
- 一同 與四左衛門惣領 傳藏 同二十九 一同 政 藏 同五十三
- 一同 佐 吉 同二十七 一同 五人 與孫 吉 同四十八

右者此度小高取以下郷分身居人御藏先規奉公人壹刀夫役御免人迄之分拾五才六拾才迄之分名年取調子指上候様被仰付奉畏右之通取調子指上申處相違無御座候 以上

辰 八 月

小仁宇村庄屋

秋本和三郎

同村五人與孫

吉

森哲藏殿 森匠次郎殿

西南役と從軍兵表賞

本朝最終の内亂は明治十年西郷隆盛が鹿兒島城に據つて叛した西南役で當時和食村から廣島鎮臺丸龜營處へ入營して居た原常五郎、延川政吉の兩名は從軍して滿期解役なつた後表賞せられた模様は次の如くである

兵 卒 勉 勵

鷲敷村大字和食村百四番屋敷 原

常五郎

明治十二年十一月八日

賞金貳拾圓下賜 太 政 官

但西南の役出軍

同村大字同村七十三番屋敷 延

川 政 吉

兵 卒 勉 勵

賞金三拾圓下賜 太 政 官

同日付

但前に同じ 以上兩名に對する賞狀には中央横に並んで賞勳局の三字が漉込まれ記名の次に

鹿兒島逆徒征討之際盡力其勞不少候に付金□□圓下賜候事

明治十二年十一月八日

賞勳局總裁 三

條 實 美

とある尙前記の二名は本町徴兵の始祖である

戰病死軍人

日本開國以來創始たる外國との大戦は明治廿七八年戦役たる支那との交戦で當時從軍した軍人中戦死者はなかつたが病死したのは陸軍歩兵一等卒金國井吉一人のであつた
次に前役よりは一層激烈であつた露西亞國との明治三十七八年戦役中の戦病其他の殉難死歿の軍人は左表の如くである

摘	要	兵種階級	氏名	摘	要	兵種階級	氏名
明治三十七八年役戦死		歩兵一等兵	森上杉藏	明治三十七八年役中金城丸遭難		砲兵一等兵	山元京藏
同		歩兵上等兵	寒川關太郎	明治三十七八年役中病死		歩兵一等兵	徳本喜平
同		歩兵上等兵	大津陸藏	同上	一等症	歩兵一等兵	森上力藏
同		歩兵上等兵	瀧種吉	同上	一等症	歩兵上等兵	島田作太郎
同		歩兵伍長	石原平吉	同上	一等症	輕重輪卒	松原源太郎
同		歩兵上等兵	徳本三馬太	同上	一等症	輜重輪卒	堀崎善吉

以上の外殉難病死者は又次の如くである

摘	要	兵種階級	氏名	摘	要	兵種階級	氏名
明治三十六年臺灣守備中一等症		歩兵上等兵	片山愛藏	現役中病死		歩兵上等兵	今川岩藏
大正十一年軍艦陸奥射撃演習中公傷死		海軍二等水兵	福永省三	同上		歩兵一等卒	田村九平

以上の軍人は大正十四年十月陸軍大將伯爵寺内正毅の書を鏤めて和食郷西在庵前に建てられた忠魂碑中に配祀して莫靈を慰めつゝある

同 上 竹中岩吉 同 上 船戸平吉

第拾編 郵便

本町内最始の郵便局は阿波國郡村誌中和食町誌に「郵便局一個所本町字町にあり」と見えて居る之は今の和食郵便局で其史實は次の如くである

和食郵便局

明治七年十二月十六日和食町七番屋敷にて郵便事務開始したので明治八年乙亥和食町戸籍簿に

三十五番屋敷居住 商 父商佐賀石衛門亡長男 和田清七

天保四年十一月十二日生乙亥年四十三

とあつて朱書で頭に次の如くである

本年十二月郵便御用取扱一ヶ月金四拾錢被下候事

明治七年十二月

驛 遞 頭 前 田 密

郵便御用取扱申付候事

明治七年十二月

同

七等郵便取扱役申付候事

明治八年一月九日

同

六等郵便取扱役爲當手當七月一口米筆紙料金拾錢被下候事

明治九年六月十六日

同

六等郵便取扱役申付候事

明治九年六月十六日

同



爲手當一ヶ月一口米金筆紙墨料參拾錢被下候事

明治十二年十二月七日

驛遞局長内務少輔正五位前田密

同乙亥戸籍簿に清七の後繼者が次の如くある

清七長男 和田 紋平 年二十一

四等郵便取扱役申付候事

明治十三年七月六日

驛遞總官從四位 前田密

爲手當一ヶ月金廿五錢給與候事

明治十三年八月廿三日

驛遞總官從四位 前田密

和食郵便取扱役見習申付候事

明治十二年二月廿日

内務少輔正五位 前田密

七等郵便取扱役申付候事

(年月記入なし)

驛遞總官從四位 前田密

其後明治十五年三月十六日内國爲替貯金事務開始、同二十八年一月一日外國爲替事務開始、同廿九年七月一日小包事務開始、同卅四年三月三日本省告示第百五十四號に依り郵便電信局と改稱した同卅四年三月卅日電報事務開始同卅六年三月本省告示第百八十七號に依り郵便局と改稱した同卅六年十二月三日和食町百〇五番地へ移轉大正五年十月一日菅易生命保險事務開始同十二年三月卅一日公衆電話事務開始同十三年三月卅一日特設電話開通した現局長吉原牧太は和田氏の後を繼ぎて明治十九年一月廿八日四等取扱役に補せられ同十九年五月廿五日地官制改正に依り三等郵便局と稱し局長は判任に列せられる同氏は明治三十六年七月七日從八位に同卅八年十二月廿二日勳八等に叙せられ今は正七位勳六等である

其後阿井にも設置せられたが新しいから郡村誌には見えて居らんが史實は次の如くである

阿井郵便局

本局は本町大字阿井杉ノ久保十六番屋敷明治卅六年十二月十日郵便取受所設置した而して事務は郵便貯金小包を取扱つかつた同卅八年四月一日郵便局と改稱した大正十一年一月一日外國郵便爲替事務開始同十二年三月卅一日電話開通した局長は元木理之八明治三十八年四月一日就任大正二年四月十一日退職同日元年辰太郎就任して今に至る無集配である

郡設電話

郡設電話は大正六年二月の通常那賀郡會で郡役所を起点として架設するのを可決せられたが同六年度に於ては大正七年二月に測量工事を始め同年三月竣工したが物價騰貴の關係から架設の工事は延期せられて大正八年十一月富岡郵便局所屬の方から第一期架設工事は起されたが本町内は第四期及第五期工事の關聯事業に屬して居つたが爲に大正十二年度の工事の方に這入つて居つた夫れが郡制廢止の關係上から既定工事を繰上げられて大正十一年十月起工し始めて大正十二年二月に我が鷲敷町内和食阿井兩郵便局を始として延野、櫻谷、坂州三郵便局に屬する區域の工事は終つたが本町内の郵便局に屬するものは無くして和食局に屬する分に鷲敷町役場相生村役場の兩所があつて大正十二年三月開通したものである當時特設電話は十七の加入者があつた

疆域地勢

明治維新後の眼界より本町の疆域地勢を略述すると那賀郡の中央部に位し東方は狭くして桑野村に接し南方は一帯の巒峯を繞らして新野村に接續し南西は那賀川を延野村に接し西方の一部は相生村に連り一部は本郡及び勝浦郡との郡境をなせる一派の山脈を負ひて勝浦郡に接し北方は太龍岳を以て加茂谷村に連接して居る其中央には南方延野村より來れる那賀川が貫流して東に折れ更に北に流れて加茂谷村に至つて居る廣袤東西貳里拾八町南北壹里三町四面山嶽圍み繞つし土地高燥にして耕地狹隘で全町面積の二分の一に過ぎない去れども那賀川の沿岸には沃野開け山間の高地に至るも疲瘠した濕地は殆んど少い是は現今本町内の模様であるが舊町村としての現今大字

毎の疆域は阿波國郡村誌中の舊各村町誌には次の如く見えて居る

道路交通

明治維新後間もなき道路の模様は阿波國郡村誌中に次の如く見えて居る

中山村

道路 仁宇谷往還 舊三等道路本村東の方阿瀬比村境より西の方和食村に至る長壹里拾壹町拾七間幅五尺
村道 本村東の方字奥谷舊三等道路より分れ北の方加茂村界に至る長拾町幅三尺
村道 本村東の方字生杉谷舊三等道路より分れ北の方加茂村界に至る長拾町幅三尺
村道 本村西の方字唐杉谷に舊三等道路より分れ北の方加茂村界に至る長拾町幅三尺

和食村

仁宇谷往還 舊三等道路本村東の方中山村境より西の方和食町境に至る長貳拾參町參拾間幅壹間
仁宇 往還 舊三等道路本村西の方和食町界より西の方土佐町境に至る長壹町拾三間幅壹間
村道 本村北の方村の中央にて仁宇谷往還より分れ北の方細野村境に至る長貳拾壹町拾間幅壹間
村道 本村西の方仁宇往還より北の方大井村境に至る長拾參町四間幅一間

和食町

仁宇谷往還 舊三等道路本町東の方和食村境より西の方同村境に至る長貳町貳拾五間幅貳間貳尺

土佐町

村道 舊三等道路本町東の方和食村界より西の方小仁宇村界に至る長貳拾四間幅壹間

百合村

村道 舊三等道路本村西の方朝生村境より乾の方阿井村境に至る長貳拾參町幅五尺

支道 本村南の方朝生村境より巽の和食村界に至る長六町幅五尺

百合村

村道 舊三等道路本村巽の方荒田野村境より乾の方朝生村境に至る長貳拾五町貳拾壹間幅五尺

阿井村

村道 舊三等道路本村良の方小仁宇村界より本村と仁宇村に出没し西の方馬路村境に至る長拾六町拾六間幅五尺

村道 本村北の方仁宇村境より南の方百合村境に至る長四町貳拾間幅五尺

仁宇村

村道 舊三等道路本村東の方阿井村境より南の方阿井村境に至る長拾八町拾貳間幅五尺

村道 本村元標より東の方舊三等道路より分れ巽の方阿井村境に至る長壹町貳拾間幅五尺

村道 本村元標より南の方舊三等道路より分れ巽の方阿井村境に至る長壹町幅五尺

村道 本村元標より東の方舊三等道路より分れ良の方和食村境に至る長拾八町幅五尺

小仁宇村

仁宇谷往還 舊三等道路本村東の方土佐町境より南の方阿井村境に至る長拾三町拾三間幅五尺

以上は交通不便の時代に於ける道路にして仁宇谷往還は今の桑野村内阿瀬比の西境より本町の東端中山に入り更に西方和食郷に來つて和食に入り西方再び和食郷に出で土佐の境に至り土佐の西境より小仁宇を過ぎて南の方阿井の境に至り阿井の西境よりは今の相生村内馬路谷内方面に入つたる順序であるが道路の改修又は開鑿は運輸交通の便を開いて産業の發達を促す所以であるので明治三十年木頭街道の工事を起した以來本町分に屬する縣道には南方鷺敷日和佐線北方鷺敷富岡線の工事も成り郡道にては大正九年五月十八日郡告示を以て郡道に認定せられた發表があつた鷺敷立江線即ち本町を起点として立江町を終点とする舊鷺敷街道に相當する線路も成つて桑野村阿瀬比から縣道より分岐して加茂谷村大野村を過ぎて終点立江に至り土佐街道に出づるを得べく本町阿井にて木頭街道より分れて相生村の西納に至る相生街道の工事も終り郡費補助の道路では阿井下木頭線（本町阿井より延野、日野谷、宮濱三村を経て海部郡木頭村に通ずる路線）仁宇西納線（本町仁宇渡船場より相生村西納に至る路線）の改修工事も出來て交通頗る至便となつた

抑本町が縣郡費の補助を仰いで改築した道路の經過を述べると明治三十年本郡桑野村大字阿瀬比村より本町大字仁宇村仁宇の津に至る里道を縣郡費の補助を受け車道に改築した次いで明治三十二年大字仁宇村に字仁宇の津より巴西相生村境に至る里道を車道に改築した猶明治三十六年大字阿井村より延野村境に至る里道を改築し土佐國境に達する木頭街道の幹線たる二十町の部分を完成した斯くて交通便利となつた今日では本町内目貫の大道には仁宇谷自動車會社の自動車毎日數回運轉して居る模様は人の能く知る處である

尙小仁宇渡は以前に渡船で渡して居つたが大正四年より岡式渡船となり大正十四年三月から岡田式渡船に加へて丈夫な釣船橋と改良して其時より井上美代吉、湯村賀太郎、今田恒太郎、秋本嘉太郎、河井茂平、弓長重作、柏木勇二郎、西谷由太郎、北野米藏、桃井虎藏等が營業人となり殊に柏木勇二郎が業務擔當人で賃取渡であるが大いに至便を得られて居る此他の渡もだん／＼あるが餘りに發達して居らるので省畧して明治の始に於ける渡津の條と對照して變遷模様を知つて貰ひたい

山川、溝橋、渡津、冷泉、池堤

本町内の山岳で阿波誌に見えたるものは那賀郡の山川の條に

大龍嶽 互和食細野水井加茂四村。南麓有石洞。相傳。昔有龍而居。因以名山。云々

犬返坂 在和食。南又有姥嶽猿嶽巖及及鶴山。 高野山 在中山。太龍寺僧門所領

と見わたるのみで川と稱するものは別に見えんが阿波國郡村誌中本町内の舊村町に屬した山川溝橋渡津冷泉池堤の如きは各町誌中に次の如く見えて居る

中山 山村

山 高野山 高凡壹町四拾間周回詳ならず本村北の方にあり嶺上より四分し北は加茂村細野村に屬し西は和食村に屬し東は阿瀬比村に屬し南は本村に屬す山脈東の方阿瀬比村山に連り西は和食村に連る山麓雜木鬱茂すと雖も頂上は杉樅疎生す登路三條あり一は南麓字唐杉谷より上る長拾町一は南麓字生杉谷より上る長拾

町一は南麓字奥谷より上る長拾町三條共に峻にして遠し溪水六條あり一は奥谷と云ふ南流五町にして中山川に入る幅壹間水少し田壹町五反歩を養ふ一は暮石谷と云ふ南流四町にして中山川に入る幅五尺水少し田壹町五反歩を養ふ一は生杉谷と云ふ南流五町にして中山川に入る幅壹間水少し田二町貳反歩を養ふ一は奥政谷と云ふ南流四町にして中山川に入る幅五尺水少し田貳町五反歩を養ふ一は唐杉谷と云ふ南流六町にして中山川に入る幅壹間水少し田六町八反歩を養ふ一は國近谷と云ふ南流四町にして中山川に入る幅五尺水少し田五町九反八畝歩を養ふ

藤ヶ丸山 高凡壹町四拾間周回詳ならず本村南の方にあり嶺上より三分し南は荒田野村に東は阿瀬比村に西は和食村に屬し北は本村に屬す山脈東の方阿瀬比村の山に西は和食村の山に連る山麓は諸木繁茂すと雖も山腹より頂上に至りては漸く草萱を生ずるに過ぎず登路なし溪水五條あり一は小鍛冶屋谷と云ふ北流して中山川に入る長四町幅壹間水少し田壹町三反歩を養ふ一は葛原谷と云ふ北流して中山川に入る長拾町幅五尺水少し田貳町五反歩を養ふ一は俊實谷と云ふ北流して中山川に入る長四町幅五尺水少し田三町歩を養ふ一は七浦谷と云ふ北流して中山川に入る長拾町幅壹間水少し田九町五反歩を養ふ

和食村

石ヶ谷山 高凡三町四拾間周回詳ならず本村長の方にあり嶺上より三分し東は中山村に屬し北は細野村に屬し南は本村に屬す山脈東の方大龍寺山に連る樹木生せず茅萱多し登路一條南麓字坂本より上る長拾町峻にして近し溪水三條あり一は石ヶ谷と云ふ西流して那賀川に入る長拾町幅四間水多し田壹町餘を養ふ一は正福谷と云ふ南流して石ヶ谷に入る長五町幅貳間一は日開谷と云ふ北流して中山谷川に入る長四町幅四尺田三反歩を養ふ

赤坂山 高凡壹町周回詳ならず本村東の方にあり嶺上より二分し東は中山村に西は本村に屬す山脈北の方石溪山に連る嶺上草木多し登路なし溪水二條一は池の谷と云ふ西流四町にして中山谷川に入る幅壹間田

五反を養ふ一は牛房谷と云ふ西流壹町池の谷に入る幅貳尺田壹反を養ふ

高瀬山 南山ともいふ高凡貳町貳拾間周回詳ならず本村南の方にあり嶺上より四分し東は中山村荒田野村に南は百合谷村に西は百合村に北は本村に屬す山脈南は百合谷村の山に山は中山村の山に連る嶺上草木多し登路一條北麓字南川より上る長五町餘易にして遠し溪水拾七條あり一を南川谷と云ふ又四五谷とも云ふ北流して中山谷川に合す長貳拾五町幅六間田貳拾九町餘を養ふ一を鍛冶谷と云ひ西流して南川に入る長壹町拾八間幅三尺田五畝歩を養ふ一を惣仁宇谷と云ふ西流して南川に入る長四町幅三尺水多し一を惣山谷と云ふ北流して四五谷に入る長四町幅四尺水多し一を石指谷と云ふ北流して南川に入る長三町幅四尺水多し一を九社谷と云ふ東流して南川に入る長四町幅四尺一を倉谷と云ふ東流して南川に入る長五町幅五尺一を女谷と云ふ北流して南川に入る長六町幅五尺一を佛谷と云ふ北流して南川に入る長三町幅三尺一を山谷と云ふ北流して南川に入る長四町幅四尺一を中吹谷と云ひ北流して南川に入る長三町幅三尺一を日暮谷と云ひ流して南川に入る長二町幅二尺田貳反歩を養ふ一を五水谷と云ふ北流して南川に入る長貳町幅貳反歩を養ふ一を西谷と云ふ北流して那賀川に入る長三町幅貳間一を堂谷と云ふ北流して中山谷川に入る長五町幅貳間田壹町餘を養ふ一を井谷と云ふ北流して中山谷川に入る長五町幅四尺田三反歩を養ふ

堂ヶ谷山 高貳町三拾間周回詳ならず本村南の方にあり嶺上より二分し南は荒田野村に屬し北は本村に屬す山脈西の方高瀬山に連る嶺上草木多し登路壹條北麓字八幡原より上る長六町餘易にして遠し溪水一條堂谷と云ふ北流して中山谷川に入る長五町餘幅四尺田三反歩を養ふ

井ノ谷山 高凡貳町三拾間周回詳ならず本村巽の方にあり嶺上より二分し南は荒田野村に屬し北は本村に屬す山脈西の方高瀬山に連る草木多し登路一條北麓字八幡原より上る長四町險にして近し溪水一條井の谷と云ふ北流して中山谷川に入る長五町餘幅四尺田三反歩を養ふ

田野山 高凡四町周回詳ならず本村乾の方にあり嶺上より三分し西は仁宇村に北は大井村に東南は本村に屬す山脈西の方仁宇山に連る樹木少し登路なし溪水二條あり一をチャ谷と云ふ南流して那賀川に入る長壹

町幅貳尺一を赤の水谷と云東流して那賀川に入る長貳町幅貳尺

土 佐 町

奥野谷山 高凡壹町餘周回詳ならず本町南の方にあり嶺上より三分し東は和食村に西南は小仁宇村北は本町に屬す山脈巽の方和食村高瀬山に連る嶺上草木多し登路なし溪水一條井戸谷と云ふ北流三町にして那賀川に入る幅貳間田五反を養ふ

百 合 村

河野峯 高凡四町周回詳ならず本村西の方にあり嶺上より三分し西北は阿井に南は谷内村に東は本村に屬す山脈西の方阿井村田の谷山に連る樹木疎生登路二條あり一は北麓字石橋より上る長八町貳拾間嶮にして遠し一は北麓字石橋より上る長四町拾間嶮にして近し溪水二條一は栗木谷と云ふ北流七町にして阿井村に入る幅三尺水深五寸一はカラス谷と云ふ北流して那賀川に入る長四町幅壹間水深六寸田八反を養ふ

カウセイ山 高凡三町拾間周回詳ならず本村東の方にあり嶺上より三分し東北は小仁宇村和食村に屬し南は百合谷村に屬し西は本村に屬す登路溪水共になし

オノ丸山 高凡貳町周回詳ならず本村南の方にあり雜木茂生す山脈南の方朝生村に連なる登路溪水なし

百 合 谷 村

龍田山 高凡五町貳拾間周回詳ならず本村東の方にあり嶺上より二分し東は和食村荒田野村に屬し西は本村に屬す山脈北の方和食村の山に連る雜木茂生す登路小字松の尾谷より登る長拾町嶮なり溪水一條龍田谷と云ふ西に流れ長六町四拾間にして小谷と合し百合谷と云ふ幹流して朝生村に入る長貳拾五町幅貳間より三間に至る田五町六反歩を養ふ

轟 山 高凡三町貳拾間周回詳ならず本村北の方にあり嶺上より二分し北は和食村百合村に屬し南は本村に屬す山脈龍田山に連る雜木茂生す登路一條西麓より上る長九町嶮なり溪水壹條轟谷と云ふ幅壹間貳尺西流五町にして百合谷に入る田若干を養ふ

阿井村

田谷山 高凡四町周回詳ならず本村南の方にあり嶺上より三分し南は谷内村に屬し東は百合村に屬し西北は本村に屬す谷内村にては一中谷山と云山脈東は百合村の山に連る雜木繁茂す登路一條北麓字田ノ谷より上る長八町嶮なり溪水一條田の谷と云ふ又桃の木谷と云ふ北流して仁宇村に入る長六町壹間幅貳間半平常水なし降雨毎に水流あり

天狗谷山 高凡三町周回詳ならず本村西の方にあり嶺上より三分し西馬路村に北は仁宇村に東南は本村に屬す山脈龍山に連る雜木繁茂す登路一條東麓字天狗谷より上る長三町嶮なり水流一條阿井溝と云馬路村より入り東流して天狗谷溜池に入る

西浦山 高凡貳町三拾間周回詳ならず本村坤の方にあり嶺上より二分し西は馬路村に屬し東南は本村に屬す山脈北は天狗山に連る雜木繁茂す溪水一條馬路村より入り東流して谷内村に入る長三町幅貳間水深五寸田壹町歩を養ふ

仁宇村

龍山 一に仙ヶ谷山と云ふ高凡六町拾間周回詳ならず本村乾の方にあり嶺上より二分し西北は勝浦郡棚野村に屬し東南は本村に屬す山脈西はロクレ山に連る嶺上雜木茂生す登路二條あり一は東の方字王子前より上る長三拾三町嶮なり溪水二條あり一は仙ヶ谷と云ふ東に流れて那賀川に入る長拾三町幅三間田八町餘を養ふ一は中谷と云ふ東流して阿井川に入る長拾八町幅貳間養田なし

ロクレ山 高凡六町貳拾間周回詳ならず本村坤の方にあり嶺上より四分し西は馬路村に北は勝浦郡棚野村に屬す南は阿井村に東は本村に屬す山脈東北は龍山に連る嶺上雜木繁茂す溪水登路なし

小仁宇村

大谷山 高凡貳町貳拾間周回詳ならず本村巽の方にあり嶺上より三分し東南は和食村に西は百合村に北は本村に屬す山脈南の方和食村高瀬山に連る嶺上雜木多し登路なし溪水二條一を蠅の谷と云ふ乾の方に流れ

奥原池に入り末流那賀川に入る長八町幅四間田四町歩を養ふ一を檜谷と云ふ北流壹町にして蠅谷に合す

柳谷山 高凡壹町三拾間周回詳ならず本村西の方にあり山脈南の方大谷山に連る松杉繁茂す登路一條西麓大字大坪より上る長壹町易にして遠し溪水一條柳谷と云ふ北流して那賀川に入る長壹町幅貳間田五反歩を養ふ

天王谷山 高凡壹町四拾間周回詳ならず本村東の方にあり東は土佐町に接す山脈南の方大谷山に連る嶺上草木多し登路一條北麓字船津の上より上る長壹町余易にして遠し溪水二條あり一を天王谷と云ふ北流して那賀川に入る長三町幅貳間田壹反を養ふ一を千代谷と云ふ長三町幅貳間田五反を養ふ

中山村

中山川 深所貳間淺所貳尺五寸水清淡緩流舟筏通せず本村東の方阿瀬比村より來り本村中央を流通し西の方和食村に入る長三拾貳町幅四間

大角用水溝 本村東の方字東内より中山川を分水し字二子野に至り中山川に入る長八町貳拾間幅三尺田三町三反歩を養ふ

寺井用水溝 本村東の方孫野より中山川を曳き字柳澤に至り中山川に入る長六町幅三尺田貳町四反歩を養ふ

横畑井用水溝 本村東の方字暮石より中山川の水を曳き本村中央字鍛冶屋前に至り中山川に入る長五町三拾間幅三尺田三町三反歩を養ふ

大井用水溝 本村西の方字堂面より中山川の水を曳き字助谷に至り中山川に入る長六町拾五間幅三尺田四町七反歩を養ふ

新田井用水溝 本村西の方字新田より中山川を曳き字下尾に至り和食村に入る長拾町四拾間幅四尺田三町七反歩を養ふ

高井用水溝 本村西の方字長途原に中山川より分れ字延清に至り和食村に入る長三町五拾間幅四尺田貳町

五反歩を養ふ

和 食 村

那 賀 川 舊貳等川最深所五間最淺所五尺急流清淡舟筏通す堤防なし本村西の方土佐町仁宇村の間より來り北の方大井村細野村の寓に入る長拾三町三十五間幅壹町

中山 谷 川 最深所壹間壹尺最淺所貳尺急流清淡舟筏通せず堤防なし本村東の方中山村より來り本村中央にて南川と合し北に流れて那賀川に入る長六町幅拾間

和 食 渡 元三等道路に屬す本村元標より乾の方六町那賀川中流にあり幅參拾五間深所貳拾五間淺所拾所拾間舟壹艘私渡

西の郷橋元 三等道路に屬す本村元標より西の方貳町參拾間にして南川の下流に架す長五間 五尺土造 高井用水溝 本村東の方中山村より來り字北地に至り田に溉く長貳拾九町貳拾九間幅三尺田八町七反四畝

歩の用水に供す 蔭井用水溝 本村東の方井原より起り字八幡原に至り田に注く長貳拾七町四拾七間幅三尺田六町八反六畝

歩の用水に供す 堀切用水溝 堀切より起り岩ヶ端に至り田に注く長拾六町四拾間幅三尺田八町四反歩の用水に供す

下の瀧用水溝 下の瀧より起り川こそに至り田に注く長拾六町四拾間三尺田四町九反八畝歩の用水に供す 蜂ヶ尻用水溝 蜂ヶ尻より起り田に注く長六町貳拾四間幅壹尺五寸田壹町七反六畝歩の用水に供す

和 食 町

那 賀 川 舊二等川最深所三間最淺所五尺急流清淡舟筏通す本町西の方和食村界より東の方和食村界に至る長五町幅壹町

田 野 渡 舊三等道路に屬す本町元標より良の方三町那賀川の中流にあり幅深所貳拾間淺所三拾間舟壹艘私渡

土 佐 町

那 賀 川 舊二等川最深所四間壹尺最淺所五尺急流清淡舟筏通す本町西の方小仁宇村界より東の方和食村界に至る長貳町貳拾間幅壹町

百 合 村

那 賀 川 舊二等川最深所貳間三尺淺所三尺急流にして水清淡なり舟筏通す本村坤の方朝生村より來り北に轉流して北の方阿井村小仁宇村の間に流る長貳拾五町幅壹町

百合用水溝 本村西南の方朝生村より來り屈曲して西北の方阿井村に入る長拾九町拾間幅三尺田拾貳町歩を養ふ

百 合 谷 村

溝 大井用水溝 本村小字櫛の下谷より發し西の方百合谷川に入る長貳町七間幅貳尺田四反七畝歩を養ふ

阿 井 村

那 賀 川 舊二等川深所貳間壹尺淺所壹間流れ緩に水清く淡し舟筏通す本村東の方百合村より來り北の方仁宇村に流る長三町四拾間幅壹町四拾間より壹町貳拾間に至る

阿 井 川 本村北の方仁宇村境より入り良の方にて那賀川に入る長六町壹間幅三間平時水なし降雨毎に水流をなす

阿 井 渡 舊三等道路に屬す本村元標より良の方五拾六間那賀川の下流にあり本村字北川より小仁宇村に通す幅壹町八間深所三拾間淺所參拾八間舟壹艘私渡

阿井用水溝 本村西の方天狗谷溜池より起り東流して良の方那賀川に入る長參拾五町貳拾間幅貳尺田拾五町貳反歩を養ふ

南用 水溝 本村東の方百合村より入り東流して字コヲヤグチに至り那賀川に入る長貳町四拾八間幅壹尺五寸田壹町歩を養ふ

池 天狗 谷池 東西壹町參拾間南北五拾間周回四町本村西の方にあり用水に供す下流阿井溝に入る

仁 字 村

那 賀 川 舊二等川深所三間淺所三尺水清淡流漸く急なり舟筏通す本村東の方阿井村より來り北に彎流し長の方和食村に流る長拾六町幅廣所壹町狹所五拾間

阿 井 川 本村巽の方阿井村より來り同村の境界をなし東の方那賀川に入る長六町幅貳間貳尺冬季水なし

池 中 谷 池 東西貳拾四間南北參拾貳間周回壹町五拾貳間本村西南の方にあり田若干を養ふ

小 仁 字 村

那 賀 川 舊二等川最深所四間壹尺淺所五尺急流清淡舟筏通す本村坤の方百合村界より良の方和食村土佐町の間に入る長貳拾六町五拾間幅壹町

城 本 地 橋 舊三等道路に屬す本村元標所在地蠅ヶ谷の下流に架す長參間幅五尺木造

大 井 溝 本村南の方蠅の谷の水を引き西北に流れて大坪に至り二派となり一は田三町余を養ふ一は屈曲北流して田壹町九反を養ふ

池 奥 原 池 東西五拾間南北貳町周回五町本村元標より南の方三町にあり田七町餘を養ふ

中 山 村

冷泉 一ヶ所 本村元標より坤の方五町字後實谷口に湧出す水質藥氣を混す其功能万病に宣しと云ふ

百 合 村

本村元標より巽の方五町拾六町小字内のはたにあり水色自し此水を汲て温浴すれば疝疾等に宣しとある外堤塘は下に掲ぐる一ヶ所あるのみである

和 食 村

堤塘 南川堤 本村南の方奥屋敷より起り南川に沿ひ北の方形部ヶ谷に至る長壹町敷壹間三尺高壹間三尺馬踏三尺根固め石修繕民費

國 勢 調 査

國勢調査は或時代に於ける國民生活の現状を知るべく全國一齋に同日同時の住民状態を調べる手段で文明諸國は早くより實行せられて居るが我が國は文明諸國の一に居るも未だ其儀がなかつたが大正九年内閣は全國市町村より適當な人物を推薦せしめて之に委員を命ぜられた本町内に於ける委員辭令は

德島縣那賀郡鷺敷町 氏 名

國勢調査委員を命ず

内 閣

大正九年七月三十日

といふのであつて所定徽章も配布せられた其委員と調査受持區域は左表の如くである

第一回國勢調査員受持區域及氏名(鷺敷町)

調査ノ 番號	區	城	氏 名	附 記	調査ノ 番號	區	城	氏 名	附 記
一	中山宇關ヶ原ヨリ矢鈴八幡神社 マア		岡川 林八		九	和食郷字田野一圓		西内 猪平	
二	中山宮川吉太宅ヨリ中山尋常小 學校マア		前田 徳太郎		一〇	和食郷字南川一圓		清水 甚平	
三	中山湯淺儀平宅ヨリ葛原儀平宅 マア		野口 有藏		一一	和食郷通稱西在川原一圓		原 勘 藏	
四	中山東内進宅ヨリ和食郷界マア		下司 六平		一二	和食青木静太宅小路及時元小路		小原 國太郎	
五	和食郷字八幡原一圓		岡川 松太郎		一三	和食殿谷病院及角田マス小路西 ヨリ上城小路東側見通		和田 清次郎	
六	和食郷字北地一圓		日下 佐代太		一四	和食不城西側及西町一圓		徳田 茂次太	
七	和食郷字西北地中央道ヨリ西		岡本 悦次郎		一五	土佐字南町一圓		山城 甚助	
八	和食郷字西北地中央道ヨリ東		小松 次助		一六	土佐字北町		福多 禎二	

一七 小仁字下傍示一圓	瀧勢平	二二 阿井相川久太宅ヨリ西谷辨藏宅	中谷藤吉
一八 小仁字上傍示一圓	秋本金二郎	二三 至ル町兩側一圓及桃常吉宅マ	
一九 仁字渡船場上ヨリ丹生勝久宅西	柏木勇二郎	二四 阿井南所及卯坂ヲ經テ湯屋ノ坂	湯源幾八
二〇 木内文次郎宅ヨリ道路左側	河井美馬次	二五 百合地神社ヨリ松ノ木一圓	勘田島太郎
二一 仁字北地一圓及庵ヨリ宮本武吉	弓長重作	二六 百合谷一圓及財野一圓	白木清太 新田儀之助

豫備員 湯村 一郎 小原波太郎 武田 只吉 森 藤之 西谷由太郎

斯くて委員の一同は研究と練習とを重ねて十月一日午前〇時から八時迄の間に於て各戸に就き世帯主から家族來客雇人等の本町内に居つた模様を調査し申告したのであるが當時調査區第八號調査員小林次助は病氣で従事が出来なつたので豫備員湯村一郎代つて調査に従事した其結果は左表の如くである

國勢調査の結果

番號	申告書通數	人		計	番號	申告書通數	人		計
		男	女				男	女	
一	三七	八三	八六	一六九	八	二二	五八	四二	一〇〇
二	二九	六六	六九	一三五	九	二二	五六	五一	一〇七
三	三三	六二	六四	一二六	一〇	一七	三七	四一	七八
四	三八	九三	九六	一八九	一一	四〇	七二	七五	一四七
五	四六	九〇	九三	一八三	一二	五八	一二三	一七	二四〇
六	三八	九一	一〇六	一九七	一三	三四	六五	六七	一三二
七	三一	五三	六五	一一八	一四	四五	九九	九三	一九二

一五	二一	四六	四二	八八	二二	五一	八五	一〇五	一九〇
一六	二三	五一	四九	一〇〇	二三	二九	六四	七四	一三八
一七	二九	七六	七一	一四七	二四	三〇	六六	六四	一三〇
一八	三四	七九	七二	一五一	二五	一七	四五	四六	九一
一九	五五	一一七	一一七	二三四	二六	一八	四六	六一	一〇七
二〇	三五	八一	八二	一六三					
二一	五七	一二七	一二〇	二四七	計	八八九	一九三一	一九六八	三、八九九

當時の委員は短期ながらも奏任待遇で名譽な職であつたので本町よりは記念として縮緬帛紗を調査を調査員及び豫備員に贈與した其後賞勳局より調査委員の面々に第一回國勢調査記念章の証と記念章とを授與せられ大正拾壹年九月拾參日交付して局を結んだ

日本の國勢調査は十年毎に調ふる事になつて居るが五年目の大正十四年十月一日臨時國勢調査をすることになつて第一回の時と同様調査委員には内閣の辭令があつたが一回の調査より稍々簡易であつた其辭令調査區配置及其結果は次の通りである

國勢調査員を命す

大正十四年八月一日

大正十四年國勢調査につき鷺敷町擔當調査區及擔當調査員並に豫備員の氏名左の如く定めらる

番號	擔當調査區			住所	調査員氏名	年	齡
	區	當	調				
一	大字	中山	關ヶ原ヨリ大字同八銚祠社マデ	大字	中山	岡川 林八	明治十一年十月二十六生

二 大字中山宮川吉太宅ヨリ中山尋常小學校マデ	同	前田徳太郎	明治十二年一月六日
三 大字中山湯淺儀平宅ヨリ大字同葛原儀平宅マデ	同	野口武	明治四十年二月十九日
四 大字中山東内進宅ヨリ大字和食郷界マデ	同	下司六平	明治十三年三月二十六日
五 大字和食郷字八幡原一圓	大字和食郷	田中荒太郎	文久二年六月八日
六 大字和食郷(通稱上北地)一圓	同	佐藤三策	明治八年三月八日
七 大字和食郷西北地中央道ヨリ西全部	同	兼西藤次郎	明治二十二年三月八日
八 大字和食郷西北地中央道ヨリ東	大字阿井	中谷藤吉	明治十一年七月一日
九 大字和食郷字田野一圓	大字和食郷	澤田喜平	明治六年六月六日
一〇 大字和食郷字南川一圓	同	水牧品藏	明治七年一月八日
一一 大字和食郷ノ内西在川原	同	三木春語	明治六年十二月三日
一二 大字和食青木静太宅ヨリ時元小路ヨリ東櫻町殿町	大字和食	殿谷猪間藏	安政四年七月八日
一三 大字和食角田マテ殿谷病院ヨリ西上城東側見通シマデ	同	和田清次郎	明治十年六月十五日
一四 大字和食上城西側及西町一圓	大字和食郷	武田只吉	明治十四年一月二十五日
一五 大字土佐字南町一圓	大字土佐	木田真太郎	明治二十六年四月二十三日
一六 大字土佐字北町一圓	同	福多禎二	明治二十三年八月十八日
一七 大字小仁字ノ内下小仁字一圓	大字小仁字	今田恒太郎	明治二十九年九月十五日
一八 大字小仁字ノ内上小仁字一圓	同	秋本金二郎	明治二十一年八月十日
一九 大字仁宇渡船場ヨリ丹生勝久西條直五郎宅ヲ經テ湯淺利太郎宅前ヨリ道路左側全部白金藏宅ニ至ル	大字仁宇	弓長重作	明治十七年十二月四日
二〇 大字仁宇通稱北地一圓及庵ヨリ宮本武吉宮本梅太郎ヲ經テ吉岡セツ宅マデ	同	河井美馬次	明治九年一月十五日
二一 大字仁宇近藤御藏宅ヨリ道路ニ添ヒ上リ宮本南賀ヲ經テ中尾宅マデ	同	前田岩二	明治廿七年十一月二十二日

二二 大字阿井相川久太宅ヨリ西谷辨藏ニ到ル町兩側一圓及桃常吉宅マデ杉ノ久保一圓	大字阿井	加藤國助	明治十年三月二十日
二三 大字阿井字南所及卯坂ヲ經テ湯谷ノ坂一圓	同	北野米藏	明治元年五月十五日
二四 大字百合字石橋一圓	大字百合	助岡徳太郎	明治二十三年四月二十五日
二五 大字百合地神ヨリサイノヲ除ク松ノ木一圓	同	河田庄吉	明治二十五年二月五日
二六 大字百合谷一圓及百合サイノノ全部	大字百合谷	轟賀久太郎	明治八年十二月二十八日

調査の結果は左の通りである

種目	男女別	男	女	計
總數		一、九〇六人	一、九六六人	三、八七二人
未婚		九三一	八一四	一、七四五人
有配		八四九	八八二	一、七三一人
死別		一〇六	二四六	三五二
離別		二〇	二四	四四

普通世帯 八百九十三 準世帯 十一

今此れを細別するに

年 齡	總 數		未 婚		有 配		死 別	
	男	女	男	女	男	女	男	女
〇 歳ヨリ四 歳迄	二五四	二七二	二五四	二七二	〇	〇	〇	〇
五 歳ヨリ九 歳迄	二五四	二二六	二五四	二二六	〇	〇	〇	〇
十 歳ヨリ十四 歳迄	一九二	一九五	一九二	一九四	〇	〇	〇	〇
十五 歳ヨリ十九 歳迄	一四八	一二四	一四一	七七	七	一	〇	〇
二十 歳ヨリ二十四 歳迄	一〇九	一三一	五九	二六	四七	四	〇	〇
二十五 歳ヨリ二十九 歳迄	一二〇	一三六	一一	二六	一〇四	一〇二	〇	〇
三十 歳ヨリ三十四 歳迄	一〇二	一二五	八	六	八九	一一九	二	〇
三十五 歳ヨリ三十九 歳迄	一一一	一二三	四	五	一六	一一七	一	〇
四十 歳ヨリ四十四 歳迄	一〇七	一〇九	〇	〇	九九	九九	三	〇
四十五 歳ヨリ四十九 歳迄	一一七	一一六	三	二	一〇五	一〇一	八	二
五十 歳ヨリ五十四 歳迄	一〇六	八九	三	二	九二	六五	〇	二
五十五 歳ヨリ五十九 歳迄	八八	六八	〇	二	七二	三八	一	二
六十 歳ヨリ六十四 歳迄	七五	八五	二	〇	六〇	三八	一	四
六十五 歳ヨリ六十九 歳迄	四三	六六	〇	〇	二四	二七	一	三
七十 歳ヨリ七十四 歳迄	四一	五〇	〇	〇	二二	一三	一	三
七十五 歳ヨリ七十九 歳迄	一七	二五	〇	〇	二	三	五	二

八十 歳ヨリ八十四 歳迄	九	一七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八十五 歳ヨリ八十九 歳迄	二	一六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九十 歳ヨリ九十四 歳迄	一	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九十五 歳ヨリ九十九 歳迄	〇	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

証券印紙と度量衡賣捌

本町内で始めて証券印紙を賣捌いたのは松浦佐喜次で明治八年和食町戸籍の中に

拾七番屋敷 商 父商三右衛門亡 松浦佐喜次 文政八年七月九日生れ亥年五十一

(上略) 証券印紙賣捌申付候事 明治六年四月 名 東 縣

(下略) と見えて居る又現在の度量衡賣捌は松田清平が一手であるが明治の初は各器別々に賣捌人を置かれた跡は新野町

役場に次の如き文書が残つて居る

尺度賣捌人 和食町 德田 佐平 斗量賣捌人 清水 長平 權衡賣捌人 東田 初藏

右は三器賣捌に申付候に付ては兼て御達に相成候通舊廢器相用候而は難相濟万一心得違之者有之候得ば其品

取上之上律に照し御所分相成義に候條右賣捌人手許にて新器相調候様隨而商業人におゐては尙更至急取極候

様無洩大至急御觸示に相成度候也

十年五月廿二日

瀧 戸 長

荒田野 中山 和食 百合 鮎川 谷内 平野 西納

副 戸 長 御 中

右の德田佐平は現戸主德田茂次太方、清水長平は同上清水折太郎方で東田初藏方は現在ないが今の東田岩藏方は

其新宅である

皇室の慶弔と町民

本町民は全国の同胞と共に明治大正の聖恩に浴して今日あるに至つた夫れで明治維新後今日に至る間の皇室の慶弔と町民の感情如何を記して後昆に傳へたい
慶應三年十二月九日世界無比の大王とならせ給ふた明治天皇は維新の大號令を發せられ尋で其月十五日御元服の大禮あつたを明治元年正月に至つて次の如く達があつて郡代所から與頭庄屋に取次ぎ庄屋五人組の手に移つて町民一般に觸知らされた

今般朝政御新之場合聖慮を以天下無罪之域に被遊度候間是迄有罪不可容者と雖朝敵を除候外一切大赦被仰出候於國國も不偏様施行可有之候尤尙後彌以賞罰明被遊候に付厚御趣意体認行届候様可仕旨御沙汰候事

慶應四年正月廿五日

參 與 役 所

此時は明治の初であるが未だ改元なつても居らず天皇も亦大政は御自身に御執り遊ばされてはあつたが踐祚のまゝで御即位式は行はれずにあつた場合である

其年七月廿五日御即位式を擧げさせ給ひ九月八日に明治と元改あつて次の如くに御沙汰があつた

今般御即位御大禮被爲濟先例之通被爲改年號候に就而は是迄吉凶之象兆に隨ひ屢々改號有之候得共自今御一代一號と被爲定候依之改慶應四年可爲明治元年旨被仰出候事

明治元年九月

此月廿二日始めて天長節の祝典を擧げさせ給ふた之が本邦嚆矢の天長節で以上の佳節と同じく舊各村(今の大字)の庄屋は上命を奉じて村内に觸知らせて奉祝せしめた筈である

明治五年十一月九日太陰曆を廢して太陽曆に改めた其翌月太陰曆三日は太陽曆の一月一日であつたので此日を明治六年一月一日として永世の曆法と定めさせられ給ふた此年十一月三日は丁度明治天皇が御降誕遊ばされた陰曆九月廿二日に相當したので此天長節より十一月三日を天長節と定めて奉祝する事となつた譯である

明治廿二年十一月三日の天長節には今上陛下が東宮に立たせ給ふた立太子式の佳節であつたが爲に學校其他で天長節と共に奉祝した明治廿七年三月九日には先帝陛下が銀婚式を擧げさせ給ふた吉辰で高齢者と學校の訓導及び判子官待遇以上の者へは酒選料を下賜せられて奉祝した

以上慶事が續いて來たに引換へて四十五年七月卅日には世界無比の大王たる明治天皇崩御あらせられた大凶の日に逢遇したされども皇位は一日も空しうする事が出來るので今上陛下は直ちに内侍所渡御の儀を濟ませられて踐祚し給ひ大正と改元あつた其年九月十三日東京青山練兵場で御大葬式を行はせられたので時の町長松浦芳太郎(式場和食尋常高等小學校庭)助役勘田島太郎(式場阿井尋常小學校庭)の兩人司會者となつて阿井の渡場を限つて東西に別ち町民を集めて各式場で夕景に遙拜式を行ふた然るに學校では幼年兒童もあるので午後に入つて日の内に各校長司會の下に之を行ふて追悼し奉つた猶又大正三年四月十一日には照憲皇太后崩御の遙拜式を以前の場處と司會者と同様の様で行ふた

次は空前の大盛事で大正四年十一月十日今上陛下京都の御所で御即位式を擧げさせ給ふた此日本町では町長松浦芳太郎和食尋常高等小學校庭式場の司會者助役勘田島太郎阿井尋常小學校庭式場の司會者となり村民を兩所、會集せしめて奉祝式を擧行し種々の餘興もあつた和食阿井中山三小學校亦然りであつたが其十四日は大嘗會十五日は大饗宴第一回で宮中では臣下と外國使臣に饗宴を賜つた本町内で地方饗宴に召されたのは徳島公園千秋閣へ町長松浦芳太郎十二旅團師司令部内階行社へ同人養嗣子陸軍砲兵尉正八位松浦具樹の兩名にして各記念章を下賜せられ御即位の當日に養老の御沙汰に依つて天盃及び酒肴料を賜つた八十歳以上高齢者は次に掲ぐる如くであつた

御即位式當日恩賜の天盃及酒肴料を拜受せし高齢者

大字別	戸主ノ氏名	戸主トノ續柄	年 齡	大字別	戸主ノ氏名	戸主トノ續柄	年 齡
中山	近藤	多賀藏	九十三歳	同	日下	秀之進	九十歳
		祖 母				妻ノ祖父	
		ト				利五郎	
		ク					

和食	松浦芳太郎	母	ルイ	八十九歳	阿井	岩代幸太	曾祖母	ヨシ	八十二歳
百合谷	西原辨太郎	祖	藤吉	八十九歳	和食郷	坂本卯平	母	コウ	八十二歳
小仁宇	片山伊太郎	父	島吉	八十八歳	小仁宇	仁木種藏	母	ツ子	八十二歳
中山	東内進	祖	ナツ	八十八歳	百合谷	井上直吉	養	ト	八十二歳
和食郷	澤田喜平	祖	治平	八十七歳	和食郷	正美賢太郎	養	ト	八十二歳
同	久保直藏	本	直藏	八十六歳	土佐	福田武吉	母	タキ	八十一歳
同	谷上磯太郎	祖	テ	八十六歳	中山	葛原儀平	養	伊太郎	八十一歳
同	松原奎太郎	祖	ヤ	八十六歳	中山	黒田喜三郎	母	イ	八十一歳
百合	手束ハツ	母	モヨ	八十六歳	百合	中川嘉平	母	ト	八十一歳
阿井	西谷庫太郎	祖	キヨウ	八十六歳	仁宇	南賀官藏	母	ヤ	八十一歳
中山	今川奎太	母	キ	八十六歳	中山	永本安藏	本	安	八十一歳
同	今川久藏	養	茂惣太	八十五歳	土佐	沖辨三郎	本	辨三郎	八十一歳
仁宇	金谷清藏	養	シナ	八十四歳	土佐	青木仁平	妹ノ祖母	ヨシ	八十歳
同	金谷宇喜太	養	虎藏	八十三歳	仁宇	仁木市太郎	母	ト	八十歳
百合谷	新田甚平	父	清太郎	八十三歳	同	近藤柳藏	父	兼次	八十歳
阿井	賀長折藏	母	ソメ	八十三歳	阿井	上田周藏	母	ムネ	八十歳
仁宇	辰寅嘉平	母	メ	八十三歳	和食郷	梶川ヨシノ	祖	仲藏	八十歳
中山	日下秀之進	妻ノ祖母	イ	八十二歳	百合	宮本益太郎	祖	エ	八十歳
和食郷	湯淺佐喜太	本人	佐喜太	八十二歳	中山	大内津喜藏	母	カ	八十歳

上に見わたる九十歳以上の者男女各壹名八十歳以上の者男拾四名女貳拾參名合計卅九名の内日下秀之進妻の祖父日下利五郎と同上妻の祖母イチとの二人は夫婦である又特記すべき松浦芳太郎の母ルイにして明治卅三年七月夫佐喜太に先だくれ尙巽鑠長生して御即位の當年八拾九歳にして齋戒沐浴機上に登り手づから謹織たる白木綿壹匹を陸下に献納して翌年三月廿四日御嘉納の牒に接した後大正七年拾貳月廿日迄長らへて九十二歳で永眠した大正五年十月卅一日今の攝政宮殿下が今上陛下の皇儲に立たせられ給ふた時の立太子式にも本町民は以前の場所と司會者との下に奉祝式を擧げたは學校共に同様で高齡者天盃酒饌料を拜受した大正十四年五月十日の天皇皇后兩陛下御結婚二十五年の銀婚式にも矢張町長松浦芳太郎助役勸田島太郎司會者となつて前例通の奉祝式を學校亦同様にして天盃拜受の高齡者は左表の如くである

天盃拜受高齡者

氏名	年齢	生年月日	現住所	氏名	年齢	生年月日	現住所
東内ナツ	九八	文政十一年八月十六日	鷺敷町大字中山	南智ヤス	九一	天保六年四月十三日	同 大字仁宇
松原ヤノ	九六	天保元年三月七日	同 大字和食郷	宮本エキ	九〇	天保七年三月十日	同 大字百合
麓六藏	九三	天保四年九月十日	同 大字仁宇				

右に見えたる東内ナツは本郡中天盃拜受者四十八人中に於ける最高年齢九十八歳中の一人に加つた吾人は此處に至つて萬歳を三唱し皇室の隆運を祝福して本項の筆を擱く

三	六〇一七	爲成候
二	六一一二	被仕執行
二	六二一〇	御追拂立歸人
二	六三一八	無據
二	六三一九	違犯
三	六五二二	二種あつて
三	六七一〇	相記載
三	六七二〇	鍛冶
三	六九一一	合計數
三	七一〇〇	忠助弟に而
三	七五〇七	稼並借宅加宿人
三	七八〇三	有姿申出
三	七九一〇	數多有之候處
三	七九一二	願紙面に
三	七九一八	百合谷村
三	七九一九	有之に付
三	八〇〇二	(日下覺作氏所藏)
三	八〇〇四	難相調
三	八〇〇四	罷在
三	八一〇二	奉公人契約証文

三	八二二一	申敷候
三	八二二三	松浦芳太郎氏
三	八三〇四	百合
三	八三五五	百合谷
三	八三五六	儒臣佐野
三	八八一六	太田三十郎様より
三	八九一〇	御家御断絶
三	九三二一	百合谷
三	一〇一一九	増田鐵郎
三	一〇二二一	村民を呼び
三	一〇二二八	何等之子細
三	一〇三〇八	姓を賜つた
三	一〇四〇四	不洩様申渡
三	一〇四〇六	可指出候以上
三	一〇四一一	諸士は勿論
三	一〇四一一	町人百姓
三	一〇四一五	は無手當
三	一〇四一七	可申付候事
三	一〇四一九	左書之通
三	一〇四二〇	相觸可申候

三	一一七二三	租庸調
四	一一一六	何貫何白匁
四	一一二四	居屋敷
四	一一二二七	田島に對する
四	一一二五二	内方出る桑
四	一一二五二	内町分
四	一一二六五	尙名員
四	一一二六〇	奉指上候尤
四	一一二九九	壹家に付
四	一一二九一八	高合貳百貳拾八石
四	一一二九一九	有之
四	一一二九二〇	今分書改
四	一一三〇一〇	十に之纏かけ
四	一一三一三	七升四合五勺
四	一一三一六	就成(花押)
四	一一三一八	興へた
四	一一三一六	三つ半
四	一一三四一七	るりつら原
四	一一三四二〇	唐杉谷
四	一一三四二〇	名字谷

三	一〇二二一	申敷候
三	一〇二二三	松浦芳太郎氏
三	一〇三〇四	百合
三	一〇三五五	百合谷
三	一〇三五六	儒臣佐野
三	一〇八八一六	太田三十郎様より
三	一〇八九一〇	御家御断絶
三	一〇九三二一	百合谷
三	一〇一〇一一九	増田鐵郎
三	一〇二二二一	村民を呼び
三	一〇二二二八	何等之子細
三	一〇三〇〇八	姓を賜つた
三	一〇四〇〇四	不洩様申渡
三	一〇四〇〇六	可指出候以上
三	一〇四一一一	諸士は勿論
三	一〇四一一一	町人百姓
三	一〇四一五	は無手當
三	一〇四一七	可申付候事
三	一〇四一九	左書之通
三	一〇四二〇	相觸可申候

三	一〇一六	讓受度旨
三	一〇一七	申付に付
三	一〇一八	郷付浪人
三	一〇一九	奇特之心得
三	一〇一九	龜五郎
三	一〇九五	右者八百貫關切
三	一〇九五	爲冥加指上全員
三	一〇九	國中正丁
三	一〇二	此年貢
三	一〇二	突喰浦
三	一一〇二	(古くは郡奉行)の
三	一一一	宅兵衛
三	一一二六	可申候
三	一一二九	當申年々來已年迄
三	一一三	五人與頭四人引
三	一一三	文政四年
三	一一四一九	別に加除して
三	一一四二一	指上申候
三	一一六	夫々相調候
三	一一六	申夏御役銀

三	一一七二三	讓渡度旨
四	一一一六	仰付に付
四	一一二四	仰付浪人
四	一一二二七	奇特之心得
四	一一二五二	龜五郎
四	一一二五二	右者八百貫關切
四	一一二六五	爲冥加指上全員
四	一一二六〇	國中正下
四	一一二九九	此年貢
四	一一二九九	突喰浦で
四	一一二九一八	(古くは郡奉行)の
四	一一二九二〇	定兵衛
四	一一三〇一〇	可申來々
四	一一三一三	當申年々來已年迄
四	一一三一六	五人引與頭四人
四	一一三一八	文政八年
四	一一三一六	出に加除して
四	一一三四一七	指上申候
四	一一三四二〇	夫に相調候
四	一一三四二〇	申夏御役銀

三	一一七二三	租庸調
四	一一一六	何貫何白匁
四	一一二四	居屋敷
四	一一二二七	田島に對する
四	一一二五二	内方出る桑
四	一一二五二	内町分
四	一一二六五	尙名員
四	一一二六〇	奉指上候尤
四	一一二九九	壹家に付
四	一一二九一八	高合貳百貳拾八石
四	一一二九一九	有之
四	一一二九二〇	今分書改
四	一一三〇一〇	十に之纏かけ
四	一一三一三	七升四合五勺
四	一一三一六	就成(花押)
四	一一三一八	興へた
四	一一三一六	三つ半
四	一一三四一七	るりつら原
四	一一三四二〇	唐杉谷
四	一一三四二〇	名字谷

三	一〇二二一	申敷候
三	一〇二二三	松浦芳太郎氏
三	一〇三〇四	百合
三	一〇三五五	百合谷
三	一〇三五六	儒臣佐野
三	一〇八八一六	太田三十郎様より
三	一〇八九一〇	御家御断絶
三	一〇九三二一	百合谷
三	一〇一〇一一九	増田鐵郎
三	一〇二二二一	村民を呼び
三	一〇二二二八	何等之子細
三	一〇三〇〇八	姓を賜つた
三	一〇四〇〇四	不洩様申渡
三	一〇四〇〇六	可指出候以上
三	一〇四一一一	諸士は勿論
三	一〇四一一一	町人百姓
三	一〇四一五	は無手當
三	一〇四一七	可申付候事
三	一〇四一九	左書之通
三	一〇四二〇	相觸可申候

58
18

四一三五	九	壹町貳反
四一三五	二	四反貳畝貳拾壹步
四一三五	二	步合千四百六拾貳步
四一三六	〇	三万三千七百八拾七步
四一三九	二	坊谷の坊
四一三九	二	下々島九畝四步
四一三九	九	高壹斗三升七合之内
四一三九	二	請藤七
四一四〇	八	等に除田
四一四〇	九	指上候様
四一四一	六	成(成米率)
四一四二	三	通則
四一四二	九	文久貳年
四一四二	〇	反數畝數
四一四三	〇	入不申
四一四四	九	西谷口向處貳反貳畝拾八步
四一四六	九	眞木即梅樞
四一四六	二	貸下げたるものにして其
四一四七	〇	他は
四一四七	五	北ハ小丸切
四一四七	六	西ハいりい
四一四八	一	下ハ木印

四一四八	一三	上伐小成
四一四八	一三	罷成様
四一四九	九	三ヶ年之内
四一五〇	一九	尾切
四一五一	一	御檢地御帳
四一五一	七	共々
四一五一	一七	添置候事
四一五二	一〇	立木伐採願
四一五二	一〇	仍而預帳如件
四一五四	一	楠木之儀者
四一五四	五	當村御藏・殿束請
四一五五	三	和食村町
四一五五	四	和食村町
四一五七	九	和食村町
四一五七	三	貧窮ニ相及
四一五七	三	水ニ田島
四一五七	三	御願にも
四一五七	三	奉存指控
四一五七	四	情々取觸
四一五八	一	大豆屋武平方へ相預候様

四一五八	四	一水米拾石五斗九升
四一五八	六	申談に相成居候
四一六〇	四	長川筋
四一六〇	五	被仰付
四一六〇	七	田地相疼
四一六〇	九	買添之儀
四一六〇	一	奉願上
四一六〇	一	是又下溜土手置添
四一六〇	一	被下候得バ
四一六〇	一	奉願上候
四一六〇	二	御許容被仰付被下候
四一六〇	三	卯の水に
四一六〇	六	後に至つて述べるまして
四一六〇	六	次には百合用水溝の史實
四一六一	一	彌右工門
四一六一	一	前々之通
四一六二	六	申聞候へ共
四一六三	八	入込之場合に
四一六四	二	被遊候
四一六四	三	少々之はげ山肥

四一六四	四	入込指障不申
四一六四	一八	百姓共より
四一六五	二	植原權太兵衛殿
四一六五	五	植原權太兵衛殿
四一六六	六	難有奉畏
四一六六	九	有之候尤
四一六六	一	去々ヶ谷
四一六六	一	度々奉願上
四一六六	一	難有御請奉仕候
四一六七	七	指上ル控へ
四一七二	四	別當妙法寺
四一七二	〇	聖皇玉体安穩
四一七三	二	二十九年後で
四一七四	二	願主御能
四一七四	五	つける紋「求メ」
四一七五	四	寶永五戊子年
四一七五	七	弟達號蛭子明神
四一七五	九	樓鐘爲鳥有矣
四一七五	〇	爾跡繼廢
四一七五	二	氏民起於爾懸之

四一七八	一	以上伐小成
四一七八	一	罷成様
四一七八	一	三ヶ年之内三ヶ
四一七八	一	尾切尾
四一七八	一	御檢地御帳
四一七八	一	其々
四一七八	一	渡置候事
四一七八	一	建家普請の材料
四一七八	一	立木伐採願
四一七八	一	仍預帳如件
四一七八	一	楠木之儀より
四一七八	一	當村御藏束請
四一七八	一	和食村町
四一七八	一	和食村町
四一七八	一	貧窮田に
四一七八	一	水ニ田島及
四一七八	一	奉願にも
四一七八	一	奉願指控
四一七八	一	情之取觸
四一七八	一	大豆屋武平方相預候

四一七八	一	入込障不申
四一七八	一	百姓より
四一七八	一	柏原權太兵衛殿
四一七八	一	柏原權太兵衛殿
四一七八	一	難奉有奉
四一七八	一	有之候も
四一七八	一	しりれ谷
四一七八	一	度々奉願上
四一七八	一	難有御奉仕候
四一七八	一	指上に控へ
四一七八	一	引別妙法寺
四一七八	一	聖皇玉体存穩
四一七八	一	二十九年後で
四一七八	一	願主御能
四一七八	一	つける役「」
四一七八	一	寶永五戊子年
四一七八	一	弟達號蛭子明神
四一七八	一	樓鐘爲鳥有矣
四一七八	一	爾御跡繼廢
四一七八	一	氏民起於御懸之

五二七五二〇 摸手・嗣裔
 五二七五一九 寛永十五戌寅年
 五二七五二〇 表に繪像が描かれて
 五二七六二〇 矢・鉾宮
 五二七六二一 被申候得共
 五二七六二一 古氏ニテ
 五二七六二二 さ被仰出尤十三年
 五二七六二二 神祭の節
 五二七七一五 享保乙巳年
 五二七八一五 狩衣専
 五二八一三 死亡年曆月日不明
 五二八二六 太刀佩き
 五二八三〇 其身並家業
 五二八四九 補任仍狀如件
 五二八七二 惣領迄
 五二八七二 同家たり
 五二八七六 權大僧都
 五二八八一八 勿論御法度
 五二八九三 當山派修驗
 五二八九一 繪旨號である

摸手・嗣裔
 寛永十五戌寅年
 裏に繪像が描かれて
 天・鉾宮
 候得被申共
 吉氏ニテ
 さ被仰出も十三年
 神祭の節
 享保十二乙巳年
 狩衣等
 死亡曆月日不明
 太刀佩
 其並家業
 補任仍狀如件
 惣領迄
 同家なり共
 權大僧都
 勿論御法度
 當山派修驗
 繪旨號である

五二八九一六 以下同家たり
 五二九一一五 文化九年申九月
 五二九一一八 丹生勝久
 五二九二二 被仰出候
 五二九四九 因茲氏神へ
 五二九四一〇 二社丸
 五二九八九 此堂當村
 五二九八九 御帳之通は
 五二九八三 右御帳之通付申上候
 五二〇四七 今迄可仕候
 五二〇四七 他郷へ出候義者
 五二〇四八 相似寄仕成は
 五二〇五二 左様相心得
 五二〇六七 其二男の省白
 五二〇一八 松ノ木墓地に
 五二〇一八 罷越泊五日
 五二〇一六 同年九月の處に
 五二〇一六 目録被相渡
 五二〇一七 猥之所行も有之
 五二〇一七 相川村に罷越

以下同家なり
 文化九年申七月
 母生勝久
 仰出候
 因茲氏神へ
 二龍丸
 此堂當時
 御帳之通付
 右帳之通申上候
 今迄可仕
 他郷へ出候義を
 相似寄仕成候
 左様相待
 其二男の省自
 松の墓地に
 新越泊五日
 同年九月の處に
 目録被右渡
 猥み所行も有之
 相川村に御越

五二八二〇 富岡町へ罷越
 六二二二〇 水・神相續候に付
 六二二二一 名面丈け之書出事
 六二二三九 又持共においても
 六二四二二 松田も亦東山屋
 六二四二六 明治十四年辛巳六月
 六二二五五 並歩・米共帳面
 六二二七六 別而去年は
 六二二七〇 貳分より上は
 六二二七二 並市中表
 六二二八二 奥印仕相渡候
 六二二八五 薪捌口壹艘
 六二二八九 御趣法御元入銀
 六二二九四 人別印形持參
 六二二九四 御手配可被成候
 六二三一七 (黄紙)
 六二三三三 三年・嶽下翌子ノ夏
 六二三四二 内麥合壹石壹斗
 六二三四四 御年貢成・成米三斗
 六二三六四 其餘御損亡之

富岡町へ御越
 神・水相續候に付
 名面丈け之書出事
 又持共においても
 松田も亦東山屋
 明治十四年辛巳六月
 並歩・米共帳面
 別而は年は
 貳分より上は
 並市中表
 奥印は相渡候
 薪捌口壹艘
 御趣法御元入銀
 人別印形持參
 手配可被成候
 嶽下翌子ノ夏
 内麥壹石壹斗
 御年貢・成米三斗
 其餘御損以上

六二三七一六 右者當卯
 六二三八二行 内
 六二三八一六 増米貳斗七合七勺
 六二四三二 其順序は
 六二四六二 間夜に時々
 七二五〇六 京師に留守し
 七二五〇七 杯前後の費用
 七二五一六 奇特に被思召
 七二五二九 (明治四十四年十一月八日八十六歳亡)
 七二五四二 獨立して居る
 七二五四七 是有る節は
 七二五六一 小仁字村
 七二五六八 三月廿二日
 七二五六九 又組長は
 七二五六七 右寫相渡候也
 七二五八二 共五人役
 七二六〇二 指上扣
 七二六〇四 明治六年酉九月
 七二六〇六 伍長頭に置かれた
 七二六〇七 十一月八日

右者當卯
 増米貳斗七合七勺
 の順序は
 間夜時々
 京師に留守し
 不前後の費用
 奇特に被思召
 (明治四十四年十一月八日八十六歳亡)
 獨立して居る
 是有る節は
 小仁字村
 三月廿二日
 又組長は
 右寫相渡候也
 共五人役
 指上税
 明治六年酉九月
 伍長頭に置かれ
 十一月八日附

七二六三一五	九月十二日
七二六四六	弓長善作
七二六五一	鬼籍に入る
七二七〇二〇	本町内から
七二七一七	特選
七二七二一九	有之候向は
七二七四	泉宮藏
七二七四一九	(附記)同家
七二七五七	士族始平民
七二七五一	卓五郎
七二七七五	西在八拾二番地ノ二へ
七二八〇一	本町内の舟に
七二八一六	松浦房次郎
七二八四八	坂本爲之助
八二八五九	五年同断
八二八七二	冬上
八二八八一五	百合村では
八二八九八	畝數壹畝六歩
八二九〇一〇	右者當村
八二九〇一六	明治六年ハ二月七日ト對照シテ下ニ書ク

九月十六日	九月十六日
弓張善作	弓張善作
戸籍に入る	戸籍に入る
本町から	本町から
特選	特選
有之候向は	有之候向は
泉宮藏	泉宮藏
(附記)同家	(附記)同家
士族松平民	士族松平民
卓五郎	卓五郎
西在八拾六番地ノ二へ	西在八拾六番地ノ二へ
本町内の舟に	本町内の舟に
松浦房次郎	松浦房次郎
坂本爲之助	坂本爲之助
五年同断	五年同断
冬上	冬上
百合村では	百合村では
畝數壹畝六歩	畝數壹畝六歩
右者當村	右者當村

八二九三	四	自然民費
八二九二	六	相當之所に
八二九三二	一	季明に到着し
八二九四	六	戸長と副戸長
八二九五	四	可申出也候
八二九五	七	尙以萱野
八二九五	九	其跡形を殘したものであ
八二九五	〇	森林山林共
八二九五	一	壹貫五百文
八二九六	五	右は此度
八二九六	一六	反別四拾三町八反
八二九九	一	今以指出不來
八三〇〇	二	定井料も
八三〇〇	六	參百七拾貫文
八三〇一	七	横壹尺
八三〇三	一	農工銀行
八三〇五	二	收入となせし反し
八三〇五	二	大正四年十一月十六日
八三〇六	三	阿波農工銀行より
八三一〇	一	記載ノ人々へ

自然民費	自然民費
相當之所に	相當之的に
季明に到着し	季明に到着し
戸長と副戸長	戸長副戸長
可申出也候	可申候也
尙以萱野	尙此萱野
其跡形を殘したものであ	其跡形を殘したものである
森林山林共	森林共
壹貫五百文	壹貫五百文
右は此度	右は此度
反別四拾三町八反	反別四町參拾八反
今以指出不來	今後指出不來
定井料も	定井料にも
參百七拾貫文	四錢參百七拾貫文
横壹尺	横壹尺五寸
農工銀行	農工銀行より
收入となせし反し	收入となせし反して
大正四年十一月十六日	大正四年十一月十六日
阿波農工銀行より	阿波農工銀行より
記載ノ人々へ	記載ノ人々

八三一〇一九	肥艸のみ刈
八三一三一九	金四圓七拾六錢八厘
八三一四一〇	明治二十三年度
八三一六一〇	以下上ノハノニスベシ
八三一七一	大正十年男 二、二三一
八三一七一	廿七年目は
九三二〇一八	冬分兩村戸錢上納
九三二二一七	訓導異動表に
九三二二一七	三木春語ヨリ千田與一ノ
九三二二一七	後へ高島フサニ正スベシ
九三二七一	同四十二年十一月廿九日
九三二九二〇	木村タマノヨリ植田壽則
九三三〇一三	ニ高岡儀ハハ終リニナス
九三三一六	來た來も
九三三一六	必要なる部分
九三三四一七	話し丈渡守
九三三三六	始として
九三三三七	和食花火の名を
九三三三七	阿波藩末より
九三三九二〇	和食の東に
九三四四五	土佐町のやうだ
九三四五二	各神社

肥料のみ刈取	肥料のみ刈取
金四七拾六錢八厘	金四七拾六錢八厘
明治二十三年度	明治二十三年度
一、三五五、七三八	一、三五五、七三八
大正十年男 一、二三一	大正十年男 一、二三一
廿七年目は	廿七年目は
各分兩村戸錢上納	各分兩村戸錢上納
訓導異動表に	訓導異動表に
高島フサト三木春吾迄誤	高島フサト三木春吾迄誤
同四十二年十月廿九日	同四十二年十月廿九日
高岡儀ハハ植田壽則ヨリ	高岡儀ハハ植田壽則ヨリ
先ナルハ誤	先ナルハ誤
來た來も	來た來も
必要なる部分	必要なる部分
話し丈渡守	話し丈渡守
始として	始として
和食花火の名を	和食花火の名を
阿波藩末より	阿波藩末より
和食の東に	和食の東に
土佐町のやうだ	土佐町のやうだ
各神社	各神社

九三四六	三	傳日太古
九三四六一〇	〇	大雀命
九三四六一七	七	神祭和多津見命
九三四六一九	九	出雲神社ハ十九ト二十ト
九二四七	一	書クヘシ
九二四七	七	適用する神社となつて居
九三四八	二	宇氏神森
九三四八	二	品陀和氣命、大雀命
九二四九	一	神官を拜命
九二四九	五	本末共に神主系
九三五〇	三	系九代德藏院
九三五〇	九	日並始
九三五〇	九	歸入仕候
九三五四	三	太龍寺塔中壽生院
九三五六	四	蛭子大明神のものを
九三五六一四	四	丹波市町三島
九三五七	一四	日下猪之五郎
九三五八一二	二	各支部ニ分區
九三五八一七	七	外苑工事

傳日太古	傳日太古
大雀命	大雀命
神祭和多津見命	奈神和多津見命
出雲神社ハ十九ト二十ト	出雲神社ハ之レバカリ一
書クヘシ	九ノ筋ニアルハ誤ナリ
適用する神社となつて居	適用する神社である
宇氏神森	宇明神森
品陀和氣命、大雀命	品陀和氣命を祭る
神官を拜命	祠官を拜命
本末共に神主系	本末共神主系
系九代德藏院	九代藏院
日並始	日並始
歸入仕候	歸入仕候
太龍寺塔中壽生院	太龍寺中壽生院
蛭子大明神のものを	蛭子大明神のものを
丹波市町三島	丹波市町元三島
日下猪之五郎	日下猪三五郎
各支部ニ分區	各支部ニ分區
外苑工事	外苑工事

九三五九	九	兩教員も	一〇三七六二〇	本村南ノ方朝生村	本村南の力朝生村境より
九三五九二一	同十三年度			村境より巽の方和食村	巽の和食村界に
九三六二	五	和田清次郎	一〇三七八二	大字仁字村字仁字	大字仁字に字仁字
九三六四一九	小仁宇		一〇三七八一七	各村町誌中	各町誌中
九三六五一	柿質上出産高多し		一〇三八〇一〇	一を中吹谷と云	一を中吹谷と云ひ
九三六八	九	出入出来懸候	一〇三八三二三	東ノ方字孫野	東ノ方孫野
九三六九	六	何も怪しむ	一〇三八四一四	四拾間幅三尺	四拾間三尺
九三七一	五	創始たる外國	一〇三八六一九	白し	白し
九三七一	六	金岡兵吉	一〇三八七一八	和食上城西側	和食不城西側
九三七一一	福家省三		一〇三九〇七	大字和食郷	大字和食郷
一〇三七四一八	簡易生命保険		一〇三九〇一一	角田マス	角田マデ
一〇三七五三	郵便受取所		一〇三九七六	高齢者又天盃	高齢者天盃
一〇三七五〇	元木辰太郎				

大正十五年三月卅一日印刷
昭和二年七月十五日發行

(非賣品)

代表者 德島縣那賀郡鷺敷町役場

印刷者 德島市富田浦町西富田一〇ノ三
高瀬 浅吉

印刷所 德島市大工町字南大工町一〇一番地ノ三
奥山印刷所
電話(長二四〇番) 振替口座内阪五五八六六番

554
189

